

NHKのインターネット活用業務について (放送番組の同時配信等)

平成30年1月26日

事務局

目次

1	NHKのインターネット活用業務の現状・・・・・・・・・・	2
2	NHKのインターネット活用業務に関するこれまでの議論・	7
3	NHKのインターネット活用業務に関する論点	
	(1) インターネット同時配信のニーズ・必要性・・・・・・・・	12
	(2) NHKのインターネット同時配信の放送法上の位置付け 及びNHKの目的・受信料制度の趣旨との関係等・・・・	15
	(3) 地域放送番組の配信等・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	(4) 他事業者との連携・協力等・・・・・・・・・・・・・・・・	21
	(5) その他（見逃し配信等）・・・・・・・・・・・・・・・・	24

1 NHKのインターネット活用業務の現状

2 NHKのインターネット活用業務に関するこれまでの議論

3 NHKのインターネット活用業務に関する論点

(1) インターネット同時配信のニーズ・必要性

(2) NHKのインターネット同時配信の放送法上の位置付け
及びNHKの目的・受信料制度の趣旨との関係等

(3) 地域放送番組の配信等

(4) 他事業者との連携・協力等

(5) その他（見逃し配信等）

現 状

- NHKによるインターネット活用業務は任意業務(放送法第20条第2項)として位置づけられている。
- インターネット活用業務の実施に当たっては、事前に実施基準を策定し、総務大臣の認可を受け、同基準に基づき、毎年定める実施計画により、実施。(ただし、国内テレビ放送の全ての番組の同時配信(常時同時配信)は、法律上不可)

放送法

必須業務(放送法第20条第1項)

任意業務(放送法第20条第2項)

- 第1号 中継国際放送
- 第2号 放送番組等のインターネットによる一般への提供【BtoC業務】
※国内テレビ放送の全ての番組の同時配信(常時同時配信)は不可。
- 第3号 放送番組等のインターネット配信事業者等への提供【BtoB業務】
※国内テレビ放送の全ての番組の同時配信(常時同時配信)は不可。
- 第4号 外国放送事業者への放送番組等の提供
- 第5号 テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の放送番組及びその編集上必要な資料を放送事業者に提供する業務
- 第6号 必須業務に附帯する業務
- 第7号 多重放送事業者への放送設備の賃貸
- 第8号 委託による調査研究、技術援助及び放送従事者の養成
- 第9号 放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務

受託業務等(放送法第20条第3項)

実施基準(総務大臣認可)

- インターネット活用業務の対象業務の内容を規定
 - ・第2号 受信料財源業務／有料業務
 - ・第3号 受信料財源業務／有料業務
- 共通的事項
 - ・実施計画の策定・公表(各事業年度開始前)
 - ・実施状況に関する資料の作成・公表(各事業年度終了後)

実施計画(毎年度策定)

- 当該事業年度において実施するインターネット活用業務の対象業務の内容・費用等を規定
 - ・第2号 受信料財源業務／有料業務
 - ・第3号 受信料財源業務／有料業務

NHKインターネット活用業務の概要

4

NHKは、自ら定める実施基準(平成29年9月総務大臣認可)に基づき、以下のインターネット活用業務を実施。

業務	具体的な内容				財源	
B to C（利用者向け） 業務 【法第20条第2項第2号】	○ 放送番組の配信				・受信料財源により無料で実施 ・実施費用は受信料収入の2. 5%（H29年度予算ベースで172億円）を上限。（H29年度実施計画では140億円）	
		放送前番組	放送中番組	既放送番組		
	国内放送	テレビ	○	○（災害情報等） ※全ての番組の同時配信は×		○【NHK for School】
		ラジオ	○	○【らじる☆らじる】		○【らじる☆らじる】
	国際放送	テレビ	○	○【NHK ワールド・オンライン】		○【NHKワールド・オンライン】
		ラジオ	○	○【NHKワールド・オンライン】	○【NHKワールド・オンライン】	
(注)○×は制度上の提供の可否。放送前番組は制度上提供可能だが実績なし。 上記以外に、国内テレビジョン放送の放送番組の放送時間内における時差再生による提供（ハイブリッドキャストサービス）が行われている。						
	○ 理解増進情報（放送番組の周知・広報のための提供等）の配信【NHKオンライン】 ・ 放送番組紹介、リアルタイムカメラやオリンピック等の放送対象外競技のライブストリーミング、ニュースクリップ等					
	○ 国内テレビジョン放送の放送番組の試験的な同時配信 ・ スポーツイベントの「単発」での提供（試験的提供A）、放送番組「帯」での提供（試験的提供B）					
	○ NHKオンデマンドサービス（NOD） ・ 見逃し番組、ニュース番組、特選ライブラリー等の既放送番組の提供					
B to B（事業者向け） 業務 【法第20条第2項第3号】	○ 災害等の緊急時における情報提供等、公益上特に意義がある場合の事業者への提供 ・ 災害情報等のインターネット配信事業者への提供（Yahoo!への口永良部島噴火関連ニュース（平成27年実施））				・受信料財源により無料で実施 ・実施費用は1億円程度を上限。（H29年度実施計画では0.1億円）	
	○ 国内放送の既放送番組等を他の事業者への提供 ・ Hulu、Netflix等への既放送番組の提供（連続テレビ小説、大河ドラマ等）					・有料で実施 （H29年度収支予算ベースでは2億円）

無料配信

①らじる★らじる

ラジオ放送(第1、第2、FM)のインターネット同時配信(平成23年9月からサービス開始。)

※第1、FMは8地域の地域放送番組を配信。



④ハイブリッドキャストサービス

放送と通信が連携した新たなサービスを提供



②NHKワールド・オンライン

外国人向け国際放送(テレビ・ラジオ)のインターネット同時配信等。



③災害情報等の同時提供

災害情報等をインターネット同時配信。

(例) 平成28年熊本地震、
平成29年7月九州北部豪雨、
北朝鮮ミサイル発射、
衆議院選挙開票速報 等



⑤試験的な番組同時配信の検証実験

放送番組の「帯」及び「単発」でのインターネット同時配信を、試験的に実施

◆実施時期・内容

「帯」

○H27年度 総合(7時～23時)

○H28年度 総合・教育(7時～23時)

○H29年度 総合・教育(5時～25時)

「単発」

○H27年度

「NHK杯フィギュア」、「天皇杯サッカー選手権大会」

「日本ラグビーフットボール選手権大会」

○H28年度

「リオ五輪」

○H29年度

H30年2月9日～2月25日「ピョンチャン五輪」(予定)

有料配信

⑥NHKオンデマンド

放送済の番組を有料でインターネット配信。
年間延べ約1万本の番組を提供。



(参考)NHKにおけるインターネット活用業務の経緯

6

開始年月	インターネット活用業務	概 要
平成12年12月～	NHKオンライン	■ NHKオンラインにおいて、ニュースクリップ等の提供を実施。 - 必須業務に附帯する業務として実施(H19年放送法改正によりインターネット配信業務に位置付け。) - 平成14年3月に、総務省において、NHKのインターネット利用に関するガイドラインを策定。→(※)
平成20年12月～	NHKオンデマンド	■ 放送した番組を有料で配信(年間延べ約1万本の番組を提供)。 - 放送終了後1～3週間の放送番組の「見逃し番組」とそれ以前の放送番組の「特選ライブラリー」があり、それぞれ単品と見放題パックを提供。 - 平成19年放送法改正において、NHKの業務に、「放送した」放送番組等の「インターネット配信業務」が新たに追加され、規模等の制約なく有料で提供することが可能となったもの。→(※)
平成21年2月～	NHKワールド・オンライン	■ 外国人向け国際放送の同時配信を実施(スマートフォン、タブレット端末でも視聴可能)。 - 対外情報発信力強化の観点から、外国人向け国際放送の受信環境の整備を補完することを目的として開始したもの。 - 必須業務に附帯する業務として実施。 - 平成27年6月からはビデオ・オン・デマンド(VOD)サービスも開始。→(※)
平成23年3月11日～3月末	災害情報等の同時提供	■ 東日本大震災の際に、震災関連のニュース番組の同時配信を実施。 必須業務に附帯する業務として実施。→(※)
平成23年9月～	らじる★らじる	■ NHKラジオ第1、ラジオ第2、FMの放送番組の同時配信を実施。 - ラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するための補完的な措置として実施したもの。 - 個別に総務大臣が認可する業務として実施。→(※)
(ロンドン五輪)平成24年7月28日～8月13日 (ソチ五輪)平成26年2月7日～2月23日	五輪の放送対象外競技のライブストリーミング	■ 民放も含め放送されなかった競技の国際映像の同時配信を実施。 個別に総務大臣が認可する業務として実施。→(※)
平成25年9月～	ハイブリッドキャストサービス	■ 放送と通信が連携した新たなサービス。時差再生映像、番組参加型コンテンツ、関連テキスト等の放送中の番組と連動するサービスを提供。 個別に総務大臣が認可する業務として実施。→(※)
平成27年4月～	試験的な番組同時配信の検証実験	■ 放送番組の「帯」及び「単発」でのインターネット同時配信を、試験的に実施。 放送法第20条第2項第2号に基づくインターネット活用業務として実施。
平成29年10月2日～	「radiko」による「らじる★らじる」の実験的配信	■ NHKラジオ(ラジオ第1、ラジオ第2、FM)を「radiko」から実験的に配信。 放送法第20条第2項第2号に基づくインターネット活用業務として実施。

(※)平成26年放送法改正により、全て放送法第20条第2項第2号に基づくインターネット活用業務に位置付け

- 1 NHKのインターネット活用業務の現状
- 2 NHKのインターネット活用業務に関するこれまでの議論
- 3 NHKのインターネット活用業務に関する論点
 - (1) インターネット同時配信のニーズ・必要性
 - (2) NHKのインターネット同時配信の放送法上の位置付け及びNHKの目的・受信料制度の趣旨との関係等
 - (3) 地域放送番組の配信等
 - (4) 他事業者との連携・協力等
 - (5) その他（見逃し配信等）

1. 環境変化

近年、情報通信分野の技術進展、IoTを含むあらゆる分野のインターネット化の進展とともに、ライフスタイルの変化や社会経済構造の変化等の大きな環境変化が顕在化

- ブロードバンド化の進展
- スマホ・タブレット等のデバイス多様化
- ネット配信サービスの普及・多様化 等

- 視聴者ニーズの変化
(いつでも、どこでも視聴)
- 若者を中心にテレビ離れ

- 人口・世帯減少や高齢化、地方経済の停滞
- 市場経済のグローバル化、外国資本参入による競争激化
- 産業構造の変化(経済のソフト化・サービス化の進展)

2. 課題

- ①新サービス・新事業の創造、経済成長への貢献
- ②新サービス・新事業の展開等に伴う視聴者利益保護

- ③視聴者ニーズや地域課題への十分な対応
- ④地域情報、災害情報を含む国民に必要な情報の円滑な提供

放送・通信全体の枠組みの下、視聴者視点での課題の解決が必要

3. 対応の方向性

(1)新サービスの展開

- ① 放送とネットとの連携等新サービスの展開の促進
- ② 新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護方策の検討
- ③ 今後の地上テレビジョン放送の高度化に係る展開
- ④ 番組ネット配信と放送の関係の検討

(2)地域に必要な情報流通の確保

- ① 地域コンテンツ受発信のための取組推進
- ② 地域情報の確保
- ③ 地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革

(3)新たな時代の公共放送

- ① 今後の業務の在り方
 - ・新たな役割(新サービスの展開、国際放送・地域情報発信の充実・強化)
 - ・既存業務の合理化
- ② 今後の受信料の在り方
 - ・公平負担
 - ・視聴者に納得感のある受信料
- ③ 今後の経営の在り方
 - ・適正な責任ある経営体制の確保
 - ・透明性の確保等

第3章 今後の具体的な対応の方向性

（3）新たな時代の公共放送 ～NHKの業務・受信料・経営の在り方の一体的な改革～

① 今後の業務の在り方

○ メディアの多様化に対応したインターネットの本格的活用

近年のブロードバンド化の進展、メディアの多様化等の環境変化により、インターネット経由の動画配信やスマートフォン等のモバイル端末によるコンテンツ視聴が増加し、いつでも、どこでも、放送番組の視聴等のサービス提供を受けることができる環境が整いつつある。

こうした中、NHKは、公共放送として、国民・視聴者のニーズに対応し、新たなサービスの開発、導入、普及に向けた先導的役割や、より円滑・確実な情報提供手段の確保等の視点から、インターネット活用業務の在り方について検討することが必要である。

今後は、これまでの取組状況も踏まえつつ、具体的には、以下のような点について、構成員から指摘があったことを踏まえ、引き続き検討していくことが必要である。

- ・ インターネット活用業務について、公共放送としての先導的役割や受信料財源による業務であることに鑑み、受信料財源による業務範囲等について適切な規律を確保するとともに、インターネットによる円滑な番組提供に向けた技術や権利処理等に関する課題や解決方策についての民間放送事業者等との共有や協力、公正競争確保の仕組の構築等を行っていくことを条件とした上で、放送番組の同時配信、見逃し配信、アーカイブ提供、スマートテレビ等を活用した放送通信連携サービスの本格的実施を行うべきではないか
- ・ 海外の公共放送の動向等も踏まえ、見逃し配信サービス等について、受信料財源業務と有料業務の区分の在り方を見直すべきではないか

(参考)第1次取りまとめ後「放送を巡る諸課題に関する検討会」 における公共放送に関する検討

第11回(H28.9.9)

第一次取りまとめ

第12回(H28.11.11)

諸外国の動向等

第13回(H28.12.13)

NHK、民放連、新聞協会からのヒアリング

第14回(H28.12.26)

NHK、キー局、民放連からのヒアリング

第15回(H29.5.26)

NHKヒアリング

第16回(H29.7.4)

NHKヒアリング

第17回(H29.9.20)

NHKヒアリング

第18回(H29.12.25)

NHKヒアリング

サービス開始時の基本的な考え方

- 常時同時配信は放送の補完と位置付ける。
- 受信契約世帯の構成員は、追加負担なく利用できるようにする。
- 受信契約が確認できない場合は、メッセージ付き画面などの視聴にとどめる。
なお、災害時など広く情報を提供する必要がある際には、利用可能とする。
- 2020年の東京オリンピック・パラリンピックを常時同時配信により伝えることができるよう、2019年度にサービスを開始する。
- 開始時点においては、地上波（「総合テレビ」および「教育テレビ」）を配信する。
- 地域放送番組の配信については、コストや運用体制の面から、段階的に拡充し、その際、地域制限を行う。
- 見逃し配信については、NODとの関係を整理した上で、試験的提供の結果や他局のサービスなど市場への影響等も踏まえて、一定期間の視聴をめざす。
- 常時同時配信にかかる費用は総額の上限を定めて運用する。

- 1 NHKのインターネット活用業務の現状
- 2 NHKのインターネット活用業務に関するこれまでの議論
- 3 NHKのインターネット活用業務に関する論点
 - (1) インターネット同時配信のニーズ・必要性
 - (2) NHKのインターネット同時配信の放送法上の位置付け及びNHKの目的・受信料制度の趣旨との関係等
 - (3) 地域放送番組の配信等
 - (4) 他事業者との連携・協力等
 - (5) その他（見逃し配信等）

現 状

- 国内テレビ放送の全ての番組の同時配信(常時同時配信)は不可。
- 国内テレビ放送の同時配信は、災害時等の情報提供のほか、平成27年度から試験的提供として実施している。(P5参照)

NHKが要望しているサービス開始の基本的な考え方(放送を巡る諸課題に関する検討会(第17回)(日本放送協会))

- 2020年の東京オリンピック・パラリンピックを常時同時配信により伝えることができるよう、2019年度にサービスを開始する。

(参考)

- | | |
|---|--------|
| ①NHK「ヒアリングご説明資料」(諸課題検討会(第18回)資料)(平成29年度ネット同時配信実験(試験的提供B)の結果関係抜粋)..... | 別紙 P2 |
| ②NHK「ヒアリングご説明資料」(諸課題検討会(第13回)資料)(抜粋)(常時同時配信の実施に要するコスト(試算))..... | 別紙 P9 |
| ③電通総研「放送のネット同時配信の受容性に関する調査」(放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会(第9回)資料)(抜粋)..... | 別紙 P10 |
| ④岩浪構成員「ユーザの変化と新しい時代の「テレビ」に向けて」(諸課題検討会(第6回)資料)(抜粋) | 別紙 P14 |
| ⑤諸外国における放送事業者によるネット配信への取組..... | 別紙 P17 |
| ⑥諸外国の公共放送のインターネット配信の状況..... | 別紙 P18 |
| ⑦諸課題検討会における構成員等の御意見..... | 別紙 P19 |

■ 放送法

(業務)

第20条 (略)

2 協会は、前項の業務のほか、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一 (略)

二 協会が放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報(これらを編集したものを含む。次号において「放送番組等」という。)を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること(放送に該当するもの及び協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に一般の利用に供することを除く。)。

三 放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者(放送事業者及び外国放送事業者を除く。)に提供すること(協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に提供することを除く。)。

四～九 (略)

3～15 (略)

- 1 NHKのインターネット活用業務の現状
- 2 NHKのインターネット活用業務に関するこれまでの議論
- 3 NHKのインターネット活用業務に関する論点
 - (1) インターネット同時配信のニーズ・必要性
 - (2) NHKのインターネット同時配信の放送法上の位置付け
及びNHKの目的・受信料制度の趣旨との関係等
 - (3) 地域放送番組の配信等
 - (4) 他事業者との連携・協力等
 - (5) その他（見逃し配信等）

(2) NHKのインターネット同時配信の放送法上の位置付け 及びNHKの目的・受信料制度の趣旨との関係等

現 状

- NHKによるインターネット活用業務は任意業務(放送法第20条第2項)として位置づけられている。
- 現行の放送法には、総務大臣が認可する実施基準の規定事項、認可基準、認可にあたっての電監審への諮問のほか、変更勧告及び取り消し、3年ごとの評価、インターネット活用業務のうち有料業務の区分経理についての規定がある。
- NHKのインターネット活用業務実施基準で受信料財源業務の費用は受信料収入の2.5%を上限としている。

NHKが要望しているサービス開始の基本的な考え方(放送を巡る諸課題に関する検討会(第17回)(日本放送協会))

- 常時同時配信は放送の補完と位置付ける。
- 受信契約世帯の構成員は、追加負担なく利用できるようにする。
- 受信契約が確認できない場合は、メッセージ付き画面などの視聴にとどめる。
なお、災害時など広く情報を提供する必要がある際には、利用可能とする。
- 常時同時配信にかかる費用は総額の上限を定めて運用する。

(参考)

- ①放送政策に関する調査研究会(座長 長谷部恭男東京大学教授)第一次取りまとめ(平成25年8月9日)(抜粋)..... 別紙 P22
- ②諸課題検討会における構成員等の御意見..... 別紙 P23

(2) NHKのインターネット同時配信の放送法上の位置付け 及びNHKの目的・受信料制度の趣旨との関係等

■ 放送法

(目的)

第1条 この法律は、次に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

- 一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらしことを保障すること。
- 二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。
- 三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

(目的)

第15条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送(国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。)を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

(業務)

第20条 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～五 (略)

2 協会は、前項の業務のほか、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

- 一 (略)
- 二 協会が放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報(これらを編集したものを含む。次号において「放送番組等」という。)を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること(放送に該当するもの及び協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に一般の利用に供することを除く。)
- 三 放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者(放送事業者及び外国放送事業者を除く。)に提供すること(協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に提供することを除く。)

四～九 (略)

3～8 (略)

9 協会は、第二項第二号又は第三号の業務を行おうとするときは、次に掲げる事項について実施基準を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法
- 二 第二項第二号又は第三号の業務の実施に要する費用に関する事項
- 三 第二項第二号の業務にあつては、当該業務に関する料金その他の提供条件に関する事項
- 四 その他総務省令で定める事項

10 総務大臣は、前項の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、同項の認可をするものとする。

- 一 第十五条の目的の達成に資するものであること。
- 二 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること。
- 三 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法が、協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者について、第六十四条第一項の規定により協会とその放送の受信についての契約をしなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと。
- 四 第二項第二号又は第三号の業務の実施に過大な費用を要するものでないこと。
- 五 第二項第二号の業務にあつては、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 六 第二項第二号の業務にあつては、利用者(同号に規定する一般の利用について、協会と契約を締結する者をいう。)の利益を不当に害するものでないこと。

11 総務大臣は、第九項の実施基準が、前項各号のいずれかに該当しないと認めるときは、協会に対し、期限を定めて、その実施基準を変更すべき旨の勧告をすることができる。

12 総務大臣は、協会が前項の規定による勧告に従わなかつたときは、第九項の規定による認可を取り消すことができる。

13 協会は、少なくとも三年ごとに、第二項第二号又は第三号の業務に関する技術の発達及び需要の動向その他の事情を勘案し、当該業務の実施の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき当該業務の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

14・15 (略)

(2) NHKのインターネット同時配信の放送法上の位置付け及びNHKの目的・受信料制度の趣旨との関係等

■ 放送法

(受信契約及び受信料)

第64条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送(音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。第百二十六条第一項において同じ。)若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。

2・3 (略)

(支出の制限等)

第73条 協会の収入は、第二十条第一項から第三項までの業務の遂行以外の目的に支出してはならない。

2 協会は、次に掲げる業務に係る経理については、総務省令で定めるところにより、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。

一 第二十条第二項第二号及び第三号の業務

二 (略)

(電波監理審議会への諮問)

第177条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 (略)

二 (略) 第二十条第九項(実施基準の認可) (略)

三 (略)

四 第二十条第十二項(実施基準の認可の取消し) (略)

■ 放送法施行規則

(区分経理の方法)

第32条 協会は、法第二十条第二項第二号及び第三号の業務(専ら受信料を財源として行うものを除く。以下「放送番組等有料配信業務」という。)並びに同条第三項の業務に係る経理について、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。

2 協会は、放送番組等有料配信業務、法第二十条第三項の業務及びこれらの業務以外の業務のうち二以上の業務に関連する費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配賦して整理しなければならない。

■ 放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の認可に係る審査ガイドライン

第4 インターネット活用業務のうち2号業務の審査項目

4. 業務の実施に過大な費用を要するものでないこと(法第20条第10項第4号関係)

① 受信料財源業務の実施に要する費用の上限が適正かつ明確に定められていること

受信料財源業務については、国内テレビ放送の受信料収入を専ら財源としていることも踏まえ、実施基準において、当該業務の実施に要する費用の上限が明確に定められていること、また、その上限の根拠が、適正かつ明確なものとなっていることが必要である。

② インターネット活用業務全体の実施に要する費用が、任意業務の趣旨に照らして適切な規模であること

インターネット活用業務全体の実施に要する費用について、受信料財源を毀損し、本来目的とする放送等の必須業務の円滑な実施に支障を来さないよう、その規模が任意業務として適切な範囲内に収まっていることが必要である。

■ NHK「放送法第20条第2項第2号および第3号の業務の実施基準」(平成29年9月13日総務大臣認可)

第2部 2号受信料財源業務

4 業務実施に要する費用

① 実施に要する費用は、各年度の受信料収入の2.5%を上限とする。

② 要した費用については、各年度の終了後、その内訳とともに公表する。

- 1 NHKのインターネット活用業務の現状
- 2 NHKのインターネット活用業務に関するこれまでの議論
- 3 NHKのインターネット活用業務に関する論点
 - (1) インターネット同時配信のニーズ・必要性
 - (2) NHKのインターネット同時配信の放送法上の位置付け及びNHKの目的・受信料制度の趣旨との関係等
 - (3) 地域放送番組の配信等
 - (4) 他事業者との連携・協力等
 - (5) その他（見逃し配信等）

現 状

- 放送については、放送法でNHKは全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を有するようにすることが定められている。

NHKが要望しているサービス開始の基本的な考え方(放送を巡る諸課題に関する検討会(第17回)(日本放送協会))

- 地域放送番組の配信については、コストや運用体制の面から、段階的に拡充し、その際、地域制限を行う。

(参考)

- ①NHKの地域放送の実施状況..... 別紙 P26
- ②NHKの地域放送のインターネット配信の実施状況 別紙 P27
- ③諸課題検討会における構成員等の御意見..... 別紙 P28

■ 放送法

(目的)

第15条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送(国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。)を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

(放送番組の編集等)

第81条 協会は、国内基幹放送の放送番組の編集及び放送に当たっては、第四条第一項に定めるところによるほか、次の各号の定めるところによらなければならない。

- 一 豊かで、かつ、良い放送番組の放送を行うことによつて公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与するように、最大の努力を払うこと。
- 二 全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を有するようにすること。
- 三 我が国の過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及に役立つようにすること。

2～6 (略)

- 1 NHKのインターネット活用業務の現状
- 2 NHKのインターネット活用業務に関するこれまでの議論
- 3 NHKのインターネット活用業務に関する論点
 - (1) インターネット同時配信のニーズ・必要性
 - (2) NHKのインターネット同時配信の放送法上の位置付け及びNHKの目的・受信料制度の趣旨との関係等
 - (3) 地域放送番組の配信等
 - (4) 他事業者との連携・協力等
 - (5) その他（見逃し配信等）

現 状

- 平成29年度にNHK・民放連の共同ラジオキャンペーンの一環として、民放ラジオ局が共同で運営する「radiko」でNHKのラジオの実験的配信を実施。
- NHKのインターネット常時同時配信を認めるに当たって、サービスやインフラの協働等の観点から、他の放送事業者との連携・協力を要望する意見が出されている。
- 「放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の認可に係る審査ガイドライン」(別紙P34参照)において、市場の競争を阻害しないかといった観点からも審査することとされている。

平成30年NHK上田会長年頭挨拶要旨(平成30年1月4日)(抜粋)

- NHKと民放連の共同ラジオキャンペーンでは、民放ラジオ局が共同で運営する「radiko」で、去年10月からNHKラジオを実験的に配信しています。この試みの一番の受益者はリスナーであり、国民の皆さんであると思います。視聴者、ユーザー本位の姿勢は、今後インターネットの活用を広げていく上で、大いに示唆に富むものだったと思います。

NHKは2020年に最高水準の放送・サービスを届けることを経営目標に掲げています。テレビ放送の常時同時配信もその1つと考えています。ただ、ネット配信については、権利処理をはじめ、配信にかかる負荷やコストなど、NHK・民放に共通する課題が少なくありません。“放送の二元体制”を維持しながら、相互にメリットをもたらす連携が実現できれば望ましいと考えています。

(参考)

- | | |
|--|--------|
| ①ラジオの同時配信に係るNHKと民放の協力…………… | 別紙 P30 |
| ②電通総研「放送のネット同時配信の受容性に関する調査」(抜粋)…………… | 別紙 P31 |
| ③情報通信審議会 中間答申(平成29年7月20日)(視聴環境の変化に対応した放送コンテンツの製作・流通の促進方策の在り方)【概要】…………… | 別紙 P32 |
| ④金澤薫著『放送法逐条解説』(第15条部分抜粋)…………… | 別紙 P33 |
| ⑤公正競争の確保に関する関係規定…………… | 別紙 P34 |
| ⑥諸課題検討会における構成員等の御意見…………… | 別紙 P36 |

■ 放送法

(目的)

第1条 この法律は、次に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

- 一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
- 二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。
- 三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

(目的)

第15条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送(国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。)を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

(業務)

第20条 (略)

2～8 (略)

9 協会は、第二項第二号又は第三号の業務を行おうとするときは、次に掲げる事項について実施基準を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法
- 二 第二項第二号又は第三号の業務の実施に要する費用に関する事項
- 三 第二項第二号の業務にあつては、当該業務に関する料金その他の提供条件に関する事項
- 四 その他総務省令で定める事項

10 総務大臣は、前項の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、同項の認可をするものとする。

- 一 第十五条の目的の達成に資するものであること。

二～六 (略)

11～15(略)

- 1 NHKのインターネット活用業務の現状
- 2 NHKのインターネット活用業務に関するこれまでの議論
- 3 NHKのインターネット活用業務に関する論点
 - (1) インターネット同時配信のニーズ・必要性
 - (2) NHKのインターネット同時配信の放送法上の位置付け及びNHKの目的・受信料制度の趣旨との関係等
 - (3) 地域放送番組の配信等
 - (4) 他事業者との連携・協力等
 - (5) その他（見逃し配信等）

現 状

- 現在、NHKの見逃し配信については、NHKオンデマンド(NOD)の一環として基本的に有料で提供されている。なお、インターネット配信業務のうち、有料業務については、区分経理することが求められている。
- 主な諸外国の公共放送においては、同時配信と見逃し配信を併せて無料で提供している。
- 平成28年度からの試験的提供においては、見逃し配信も併せて提供されている。

NHKが要望しているサービス開始の基本的な考え方(放送を巡る諸課題に関する検討会(第17回)(日本放送協会))

- 見逃し配信については、NODとの関係を整理した上で、試験的提供の結果や他局のサービスなど市場への影響等も踏まえて、一定期間の視聴をめざす。
- 開始時点においては、地上波(「総合テレビ」および「教育テレビ」)を配信する。

(参考)

- | | |
|---|--------|
| ①NHKオンデマンドのサービス内容及び放送番組等有料配信業務勘定の事業収支の推移…………… | 別紙 P38 |
| ②(再掲)諸外国の公共放送のインターネット配信の状況…………… | 別紙 P39 |
| ③諸課題検討会における構成員等の御意見…………… | 別紙 P40 |

■ 放送法

(業務)

第20条 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～五 (略)

2 協会は、前項の業務のほか、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一 (略)

二 協会が放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報(これらを編集したものを含む。次号において「放送番組等」という。)を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること(放送に該当するもの及び協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に一般の利用に供することを除く。)。

三 放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者(放送事業者及び外国放送事業者を除く。)に提供すること(協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に提供することを除く。)。

四～九 (略)

3～15 (略)

(支出の制限等)

第73条 協会の収入は、第二十条第一項から第三項までの業務の遂行以外の目的に支出してはならない。

2 協会は、次に掲げる業務に係る経理については、総務省令で定めるところにより、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。

一 第二十条第二項第二号及び第三号の業務

二 (略)

■ 放送法施行規則

(区分経理の方法)

第32条 協会は、法第二十条第二項第二号及び第三号の業務(専ら受信料を財源として行うものを除く。以下「放送番組等有料配信業務」という。)並びに同条第三項の業務に係る経理について、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。

2 協会は、放送番組等有料配信業務、法第二十条第三項の業務及びこれらの業務以外の業務のうち二以上の業務に関連する費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配賦して整理しなければならない。

目次

(資料別紙)

(1) インターネット同時配信のニーズ・必要性

①NHK「ヒアリングご説明資料」(諸課題検討会(第18回)資料)(平成29年度ネット同時配信実験(試験的提供B)の結果関係抜粋).....	2
②NHK「ヒアリングご説明資料」(諸課題検討会(第13回)資料)(抜粋)(常時同時配信の実施に要するコスト(試算)).....	9
③電通総研「放送のネット同時配信の受容性に関する調査」(放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会(第9回)資料)(抜粋).....	10
④岩浪構成員「ユーザの変化と新しい時代の「テレビ」に向けて」(諸課題検討会(第6回)資料)(抜粋).....	14
⑤諸外国における放送事業者によるネット配信への取組.....	17
⑥諸外国の公共放送のインターネット配信の状況.....	18
⑦諸課題検討会における構成員等の御意見.....	19

(2) NHKのインターネット同時配信の放送法上の位置付け及びNHKの目的・受信料制度の趣旨との関係等

①放送政策に関する調査研究会(座長 長谷部恭男東京大学教授)第一次取りまとめ(平成25年8月9日)(抜粋).....	22
②諸課題検討会における構成員等の御意見.....	23

(3) 地域放送番組の配信等

①NHKの地域放送の実施状況.....	26
②NHKの地域放送のインターネット配信の実施状況.....	27
③諸課題検討会における構成員等の御意見.....	28

(4) 他事業者との連携・協力等

①ラジオの同時配信に係るNHKと民放の協力.....	30
②電通総研「放送のネット同時配信の受容性に関する調査」(抜粋).....	31
③情報通信審議会 中間答申(平成29年7月20日)(視聴環境の変化に対応した放送コンテンツの製作・流通の促進方策の在り方)【概要】.....	32
④金澤薫著『放送法逐条解説』(第15条部分抜粋).....	33
⑤公正競争の確保に関する関係規定.....	34
⑥諸課題検討会における構成員等の御意見.....	36

(5) その他(見逃し配信等)

①NHKオンデマンドのサービス内容及び放送番組等有料配信業務勘定の事業収支の推移.....	38
②(再掲)諸外国の公共放送のインターネット配信の状況.....	39
③諸課題検討会における構成員等の御意見.....	40

- 1 NHKのインターネット活用業務の現状
- 2 NHKのインターネット活用業務に関するこれまでの議論
- 3 NHKのインターネット活用業務に関する論点
 - (1) インターネット同時配信のニーズ・必要性
 - (2) NHKのインターネット同時配信の放送法上の位置付け及びNHKの目的・受信料制度の趣旨との関係等
 - (3) 地域放送番組の配信等
 - (4) 他事業者との連携・協力等
 - (5) その他（見逃し配信等）

試験的提供Bの一般向け調査の調査仕様 <平成27～29年度>

- 今年度の試験的提供Bは、調査相手の募集段階からNHKの同時配信実験であることを明示した
- 実験期間前の事前ログイン依頼や、期間中のメール・アプリでの番組案内の配信など、積極的な周知施策を行った
- 上記は、実際のサービスに近づけて周知を行った場合の利用状況を把握するため実施したもの
- また、動画サービスとしての利便性向上を図ったため、29年度と28年度では、アプリ等の仕様が異なる

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
期間/提供時間			2週間 / 1日16時間以内	3週間 / 1日16時間以内	4週間 / 1日20時間以内
実験概要	チャンネル	総合	○	○	○
		Eテレ	—	○	○
	視聴形態	同時	○	○	○
		見逃し	—	○	○
		早戻し	—	—	○
調査相手	対象地域・年代		関東 20-69歳男女	関東 20-69歳男女	全国 16-69歳男女
	受信契約		受信契約者のみ	受信契約者のみ	受信契約者に限定しない
	サンプル数		957	4,999	5,400
募集時の説明内容			メディア利用状況の調査として募集	メディア利用状況の調査として募集	NHKの同時配信実験として募集
周知施策	事前確認依頼		依頼せず	依頼せず	サイトまたはアプリでの事前ログインを依頼
	メール配信		実施せず	週に1回に実施	週に2～3回実施
	アプリ（プッシュ通知）		実施せず	1日1回実施	毎日複数回実施

【参考】			
利用率 (1秒以上利用した人)	8.9%	11.0% (同時配信 6.0%)	59.5% (速報値) (同時配信 59.0%)

一般向け調査の性別・年代・テレビ保有別の利用率【速報値】

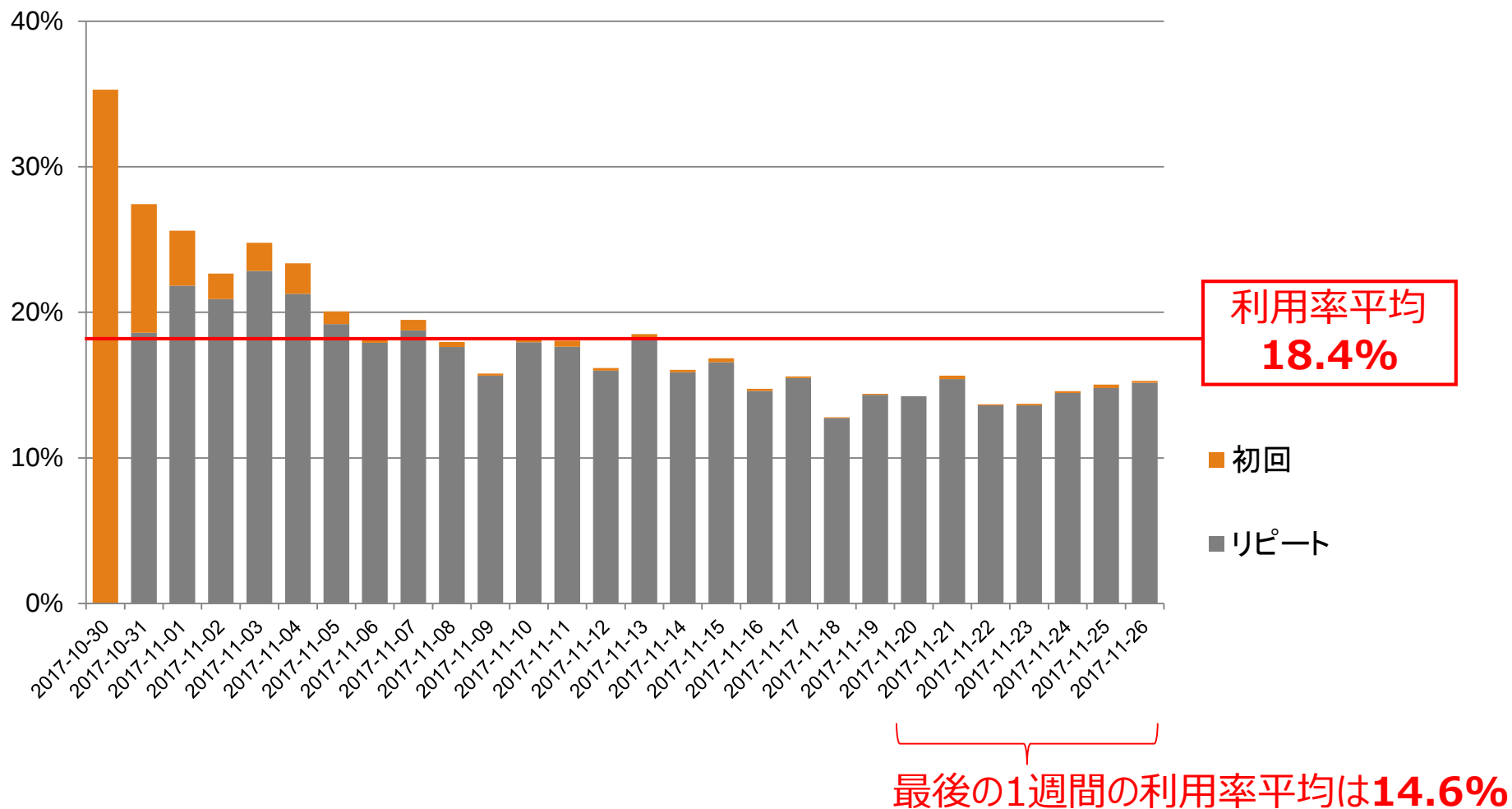
一般向け調査：性別・年代・テレビ保有別の利用率

属性		サンプル数	利用率			
			サービス全体	同時配信	見逃し配信	早戻し
全体		5400	59.5%	59.0%	53.9%	20.1%
性別	男性	2709	61.3%	60.9%	55.2%	19.7%
	女性	2691	57.6%	57.2%	52.7%	20.5%
年代別	10代(16-19歳)	380	37.9%	36.3%	36.1%	11.1%
	20代	761	49.3%	48.5%	45.7%	13.8%
	30代	972	61.1%	60.5%	57.0%	18.3%
	40代	1157	63.4%	63.2%	57.2%	22.4%
	50代	977	65.8%	65.7%	57.9%	26.3%
	60代	1153	62.5%	62.4%	56.0%	21.2%
テレビ保有別	テレビ保有	5250	59.7%	59.3%	54.2%	20.2%
	テレビ非保有	150	51.3%	51.3%	46.7%	18.0%

(出典) 放送を巡る諸課題に関する検討会(第18回)資料(平成29年12月25日)より作成

一般向け調査の「同時配信」利用率(初回・リピート別)【速報値】

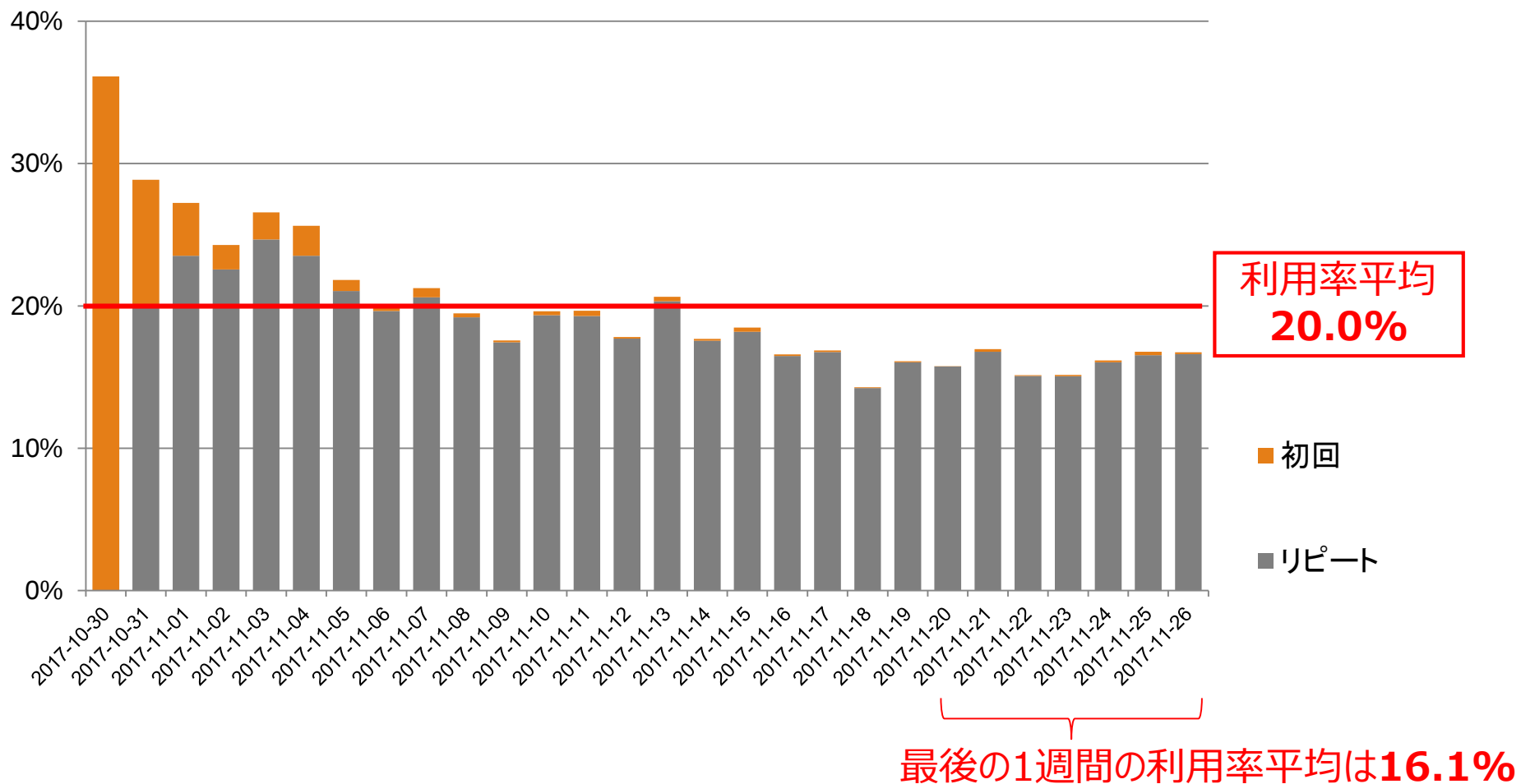
同時配信利用率の推移(初回・リピート別)



一般向け調査の「サービス全体」利用率(初回・リピート別)【速報値】

サービス利用率の推移(初回・リピート別)

n=5,400



一般向け調査の「同時配信」における視聴人数TOP30 【速報値】

※青色:ニュース
緑色:スポーツ
赤色:その他
(注:色分けは事務局)

波	放送時刻	放送時間	番組名	同時配信
総合	10月30日(月) 19:30	73分	鶴瓶の家族に乾杯「東京2020SP メダリスト三宅宏実とぶっつけ本番旅」	308
総合	11月11日(土) 16:30	135分	2017NHK杯フィギュア「女子シングル・フリー」	282
総合	10月30日(月) 21:00	60分	ニュースウオッチ9▽台風一過のせいで急に冬到来▽野党第1党の新党本部を訪問	277
総合	10月30日(月) 09:05	49分	あさイチ「SNSオトナのつきあい方」	274
総合	11月11日(土) 19:30	135分	2017NHK杯フィギュア「男子シングル・フリー」	270
総合	11月3日(金) 15:30	120分	第65回全日本剣道選手権 ～日本武道館から中継～	244
総合	10月30日(月) 18:10	42分	首都圏ネットワーク	237
総合	10月30日(月) 22:25	50分	超絶 凄(すご)ワザ!「東京オリンピック全力応援 究極の競技用具を作れ!」	221
総合	10月31日(火) 21:00	60分	ニュースウオッチ9▽9人遺体発見の衝撃・アパートで何が・逮捕の男の人物像は	199
総合	11月10日(金) 16:05	112分	2017NHK杯フィギュア「女子シングル・ショートプログラム」	195
総合	11月13日(月) 15:55	125分	大相撲九州場所 二日目 ▽今場所注目力士の初日は	192
総合	11月1日(水) 21:00	60分	ニュースウオッチ9▽NYテロ8人死亡 IS影響か▽9人遺体4人は10代女性が	189
総合	10月31日(火) 16:50	70分	ニュース シブ5時	187
総合	11月2日(木) 18:10	42分	首都圏ネットワーク	186
総合	11月1日(水) 19:30	45分	ガッテン!「あの白さがよみがえる! シャツの黄ばみ一発解消SP」	183
総合	11月26日(日) 15:30	150分	大相撲九州場所 千秋楽 ▽今年の大相撲も見納め	183
総合	10月30日(月) 16:50	70分	ニュース シブ5時	180
総合	11月1日(水) 14:00	90分	ニュース「首相指名選挙」関連	178
総合	11月6日(月) 13:00	177分	ニュース「日米首脳会談」関連	176
総合	11月17日(金) 15:55	125分	大相撲九州場所 六日目 ▽九州場所 相撲部屋と地域の交流	173
総合	11月10日(金) 19:30	75分	2017NHK杯フィギュア「男子シングル・ショートプログラム」	172
総合	10月31日(火) 08:15	99分	あさイチ「スゴ技Q ちゃんと知って大活用! オリーブオイルの底力」	171
総合	11月1日(水) 16:50	70分	ニュース シブ5時	168
総合	10月30日(月) 18:59	30分	ニュース7	165
総合	11月25日(土) 16:00	120分	大相撲九州場所 十四日目 ▽どうなる優勝争い!	162
総合	10月30日(月) 12:20	23分	ひるブラ「水中のカーブも熱い! 魅惑の錦鯉(にしきごい) ～広島市～」	156
総合	11月12日(日) 16:00	120分	大相撲九州場所 初日 ▽復活! 白鵬・稀勢の里 連覇をねらう日馬富士	155
総合	11月13日(月) 19:30	73分	鶴瓶の家族に乾杯「温水洋一と石川県加賀市ぶっつけ本番旅」	154
総合	11月15日(水) 15:55	125分	大相撲九州場所 四日目 ▽新十両紹介 隆の勝	153
総合	10月30日(月) 14:05	50分	ごごナマ 知っトク! らいふ「おうち改造計画! すてきなカフェスタイルに」	152

(出典)放送を巡る諸課題に関する検討会(第18回)資料(平成29年12月25日)より作成

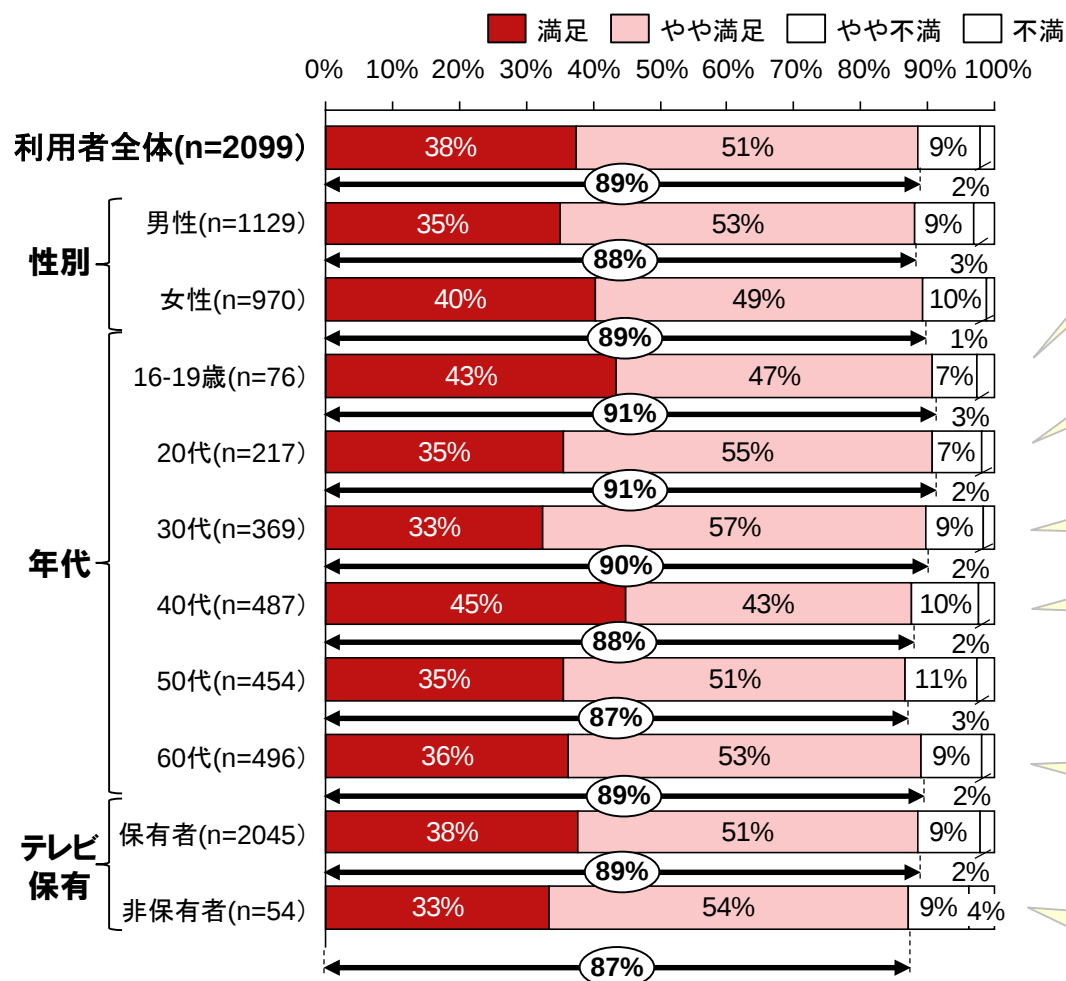
一般向け調査:「同時配信」の満足度

■ 同時配信の満足度（「満足」「やや満足」の合計）は、全体で89%。

■ 性別・年代別・テレビ保有別でも概ね同程度の満足度がある。

同時配信の満足度（利用者へのアンケート【速報値】）

※利用者：ログデータで1秒以上の利用があり、アンケートでも期間中に1回以上利用したと回答した人



インタビュー調査での発言例

- 10代男性** 「同時配信を観ながら、ネット上の掲示板や友人とのSNSで盛り上げられるのが良い」
- 20代女性** 「朝ドラはリアルタイムで観たほうが、1日のスタートを切った感じがして気持ちがいい」
- 30代女性** 「普段から同時配信をやることは、様々な情報に触れる機会があるという意味でいいことだと思う」
- 40代女性** 「外出中に見ようと思ったが、スマートフォンのデータ通信量が気になって視聴しなかった」
- 60代男性** 「普段だと家族にチャンネルを変えられてしまうが、今回の同時配信は気兼ねせず観ることができた」
- 30代男性 テレビ非保有** 「テレビを持っていない人もいるので、震災等が起こった際に、ネットで見られるのは役立つ。ただ、災害時だけ同時配信を行っても、浸透していないと気づかずに終わってしまうのではないかな」

同時配信実験「試験的提供B」の概要

実施期間	平成29年10月30日(月)～11月26日(日) 4週間
提供内容	・総合テレビ・Eテレ ・同時配信・見逃し配信（同時配信後から1週間視聴可能） ・早戻し配信（同時配信中の番組を最初に戻って視聴可能） ・午前5時から翌午前1時までの1日20時間以内（見逃し配信は24時間） ・東京・神奈川・埼玉・千葉で放送している番組を配信 （地域向け調査では、地域放送番組について、大阪局と静岡局の番組を、それぞれの地域に限定して配信）
調査相手 (テレビ非保有者を含む)	計：8,007人 <一般向け調査：5,400人> 全国の16歳-69歳男女 <地域向け調査：2,500人> (近畿：2,000人 / 静岡：500人) 上記の地域に居住している 20歳-69歳男女 <若者調査：107人> ケーススタディ 関東の15歳-25歳男女 NHKの同時配信実験であることを示して調査相手を募集 ・・・若者に利用を依頼

常時同時配信の実施に要するコスト（試算）

- 費用の試算は、配信ビットレート、アクセス数、システム冗長性等の前提条件に応じて大きく変動する。

「総合テレビ」と「教育テレビ」の2波（地域放送を含む）を配信することを想定し、一定の条件（ビットレート＝512kbps など）の下で費用を試算した場合、配信にかかわる費用のイメージは次のとおり。（権利確保のための費用は含まない。）

- ・初期投資

全国の放送局への設備整備を数十億円程度と試算。
（符号化装置、フタかぶせ装置、運行装置改修 等）

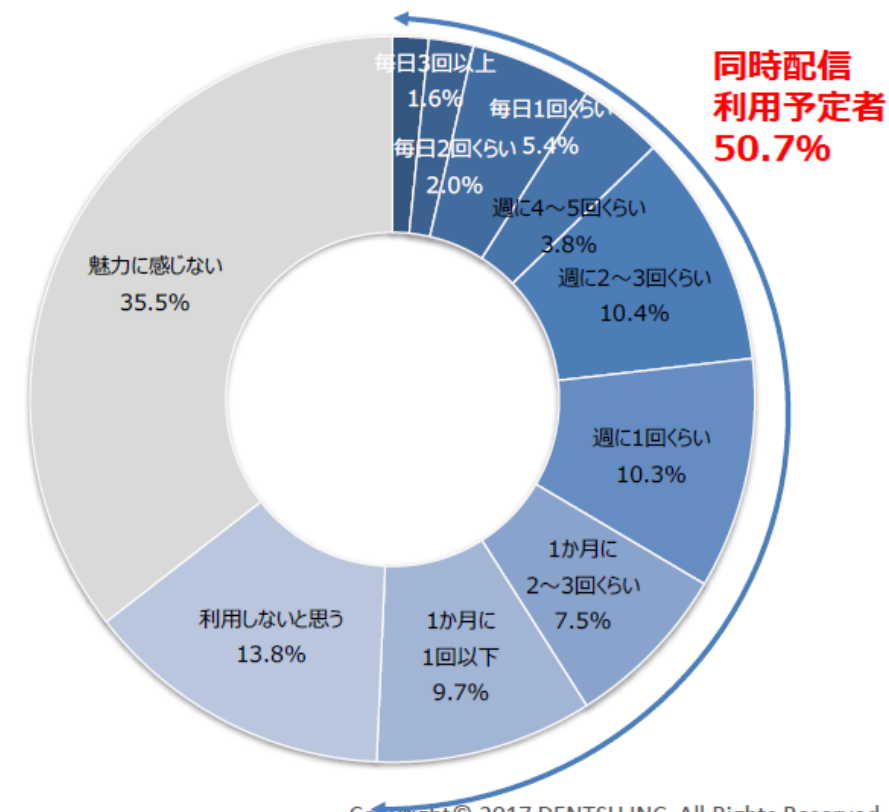
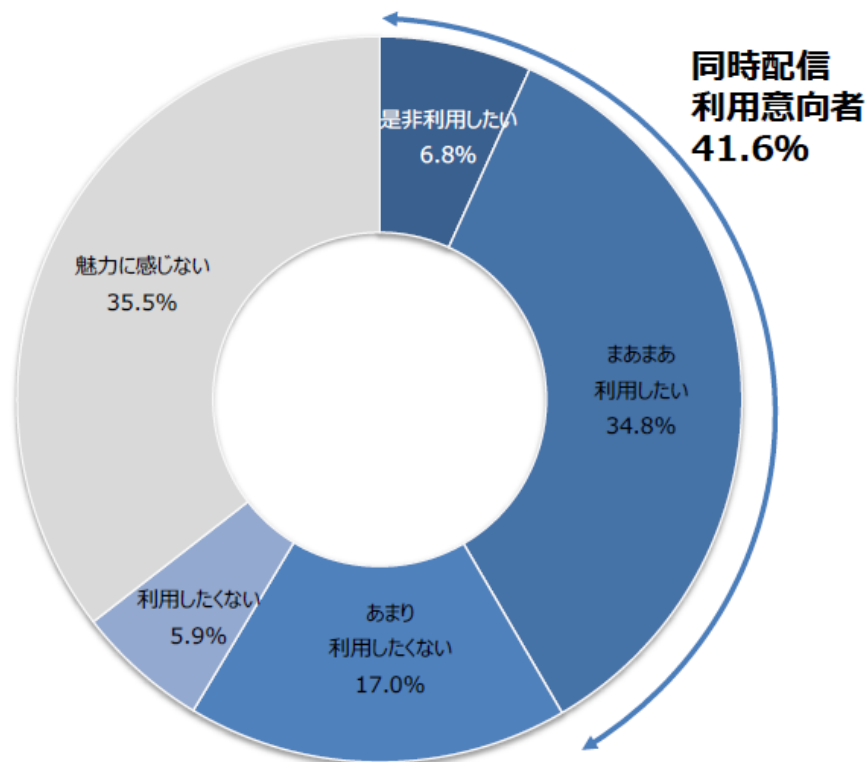
- ・ランニングコスト

年間数十億円～百億円を下回る規模と試算。
（回線費、減価償却費 等）

- コストについては、なるべく低廉に実施できるよう、常時同時配信を巡るさまざまな取り組みや動向を見極め、利用者の声にも耳を傾けながら、さらに研究を進めていく。

同時配信の利用意向／利用予定頻度

- 同時配信に魅力を感じ、利用意向がある人は全体の41.6%。
- 利用意向は問わず、実際に利用予定頻度が想定できる人は全体の50.7%。
⇒今後この層を「**同時配信利用予定者**」と定義する。

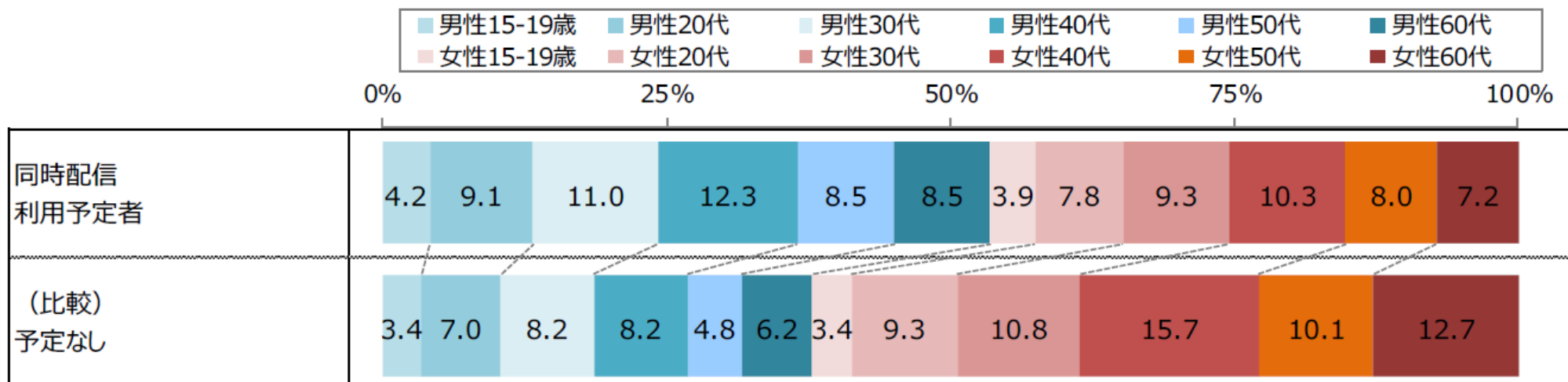


Copyright© 2017 DENTSU INC. All Rights Reserved.

(出典) 情報通信審議会 情報通信政策部会
放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会(第9回)資料(平成29年10月10日)より作成

同時配信利用予定者の構成

- 同時配信利用予定者の性年代構成をみると、男性、特に30～40代に多い。
- 同時配信利用予定者には有業者が多く、宅外でもテレビ視聴の可能性を確保する手段として魅力的と考えられる。



同時配信利用の広がり

- 週に1回～3回くらい、利用一日あたり30分～2時間未満が中心的な利用者
(合計で利用予定者全体の31.7%)

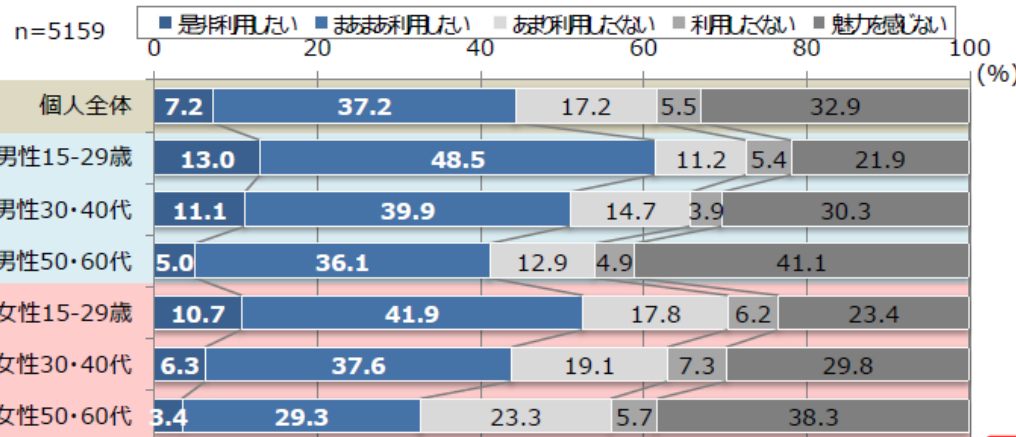
		Q40.ネット同時配信利用時間量想定 (利用日あたり)										
全体%		5分未満	5分～15分未満	15分～30分未満	30分～1時間未満	1時間～2時間未満	2時間～3時間未満	3時間～4時間未満	4時間～5時間未満	5時間～6時間未満	6時間～7時間未満	7時間以上
Q38.ネット同時配信利用頻度想定	毎日3回以上	0.1	0.1	0.1	0.4	1.0	0.8	0.4	0.1	0.1	0.0	0.1
	毎日2回くらい	0.1	0.0	0.3	0.9	1.6	0.7	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0
	毎日1回くらい	0.1	0.1	0.8	3.4	4.5	1.3	0.3	0.1	0.0	0.0	0.0
	週に4～5回くらい	0.0	0.1	0.5	2.3	3.2	1.1	0.3	0.0	0.1	0.0	0.0
	週に2～3回くらい	0.2	0.3	1.7	8.0	8.4	1.6	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0
	週に1回くらい	0.2	0.6	2.8	8.8	6.5	1.0	0.3	0.1	0.0	0.0	0.0
	1か月に2～3回くらい	0.4	1.1	2.6	6.4	3.7	0.4	0.2	0.0	0.0	0.1	0.0
	1か月に1回以下	2.3	2.0	4.1	7.4	3.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

Copyright© 2017 DENTSU INC. All Rights Reserved.

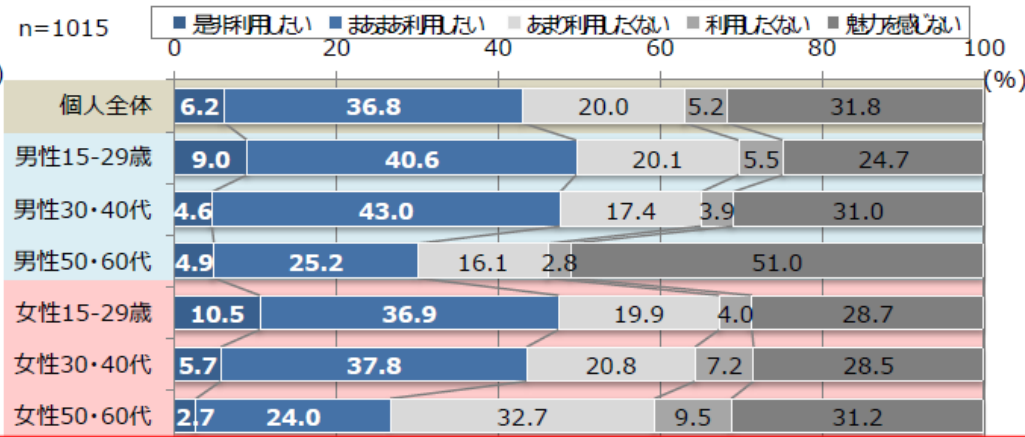
(出典) 情報通信審議会 情報通信政策部会
放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会(第9回)資料(平成29年10月10日)より作成

ふだんの地上波テレビ視聴頻度による同時配信利用意向の違い

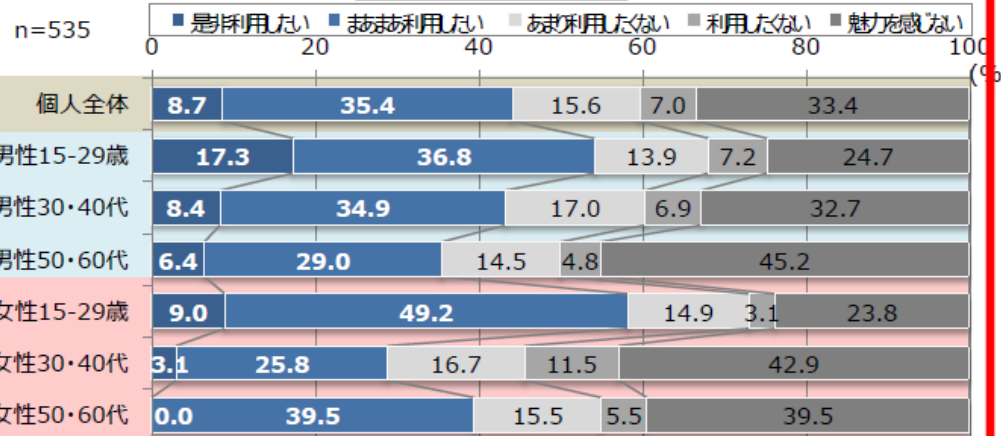
ほぼ毎日視聴



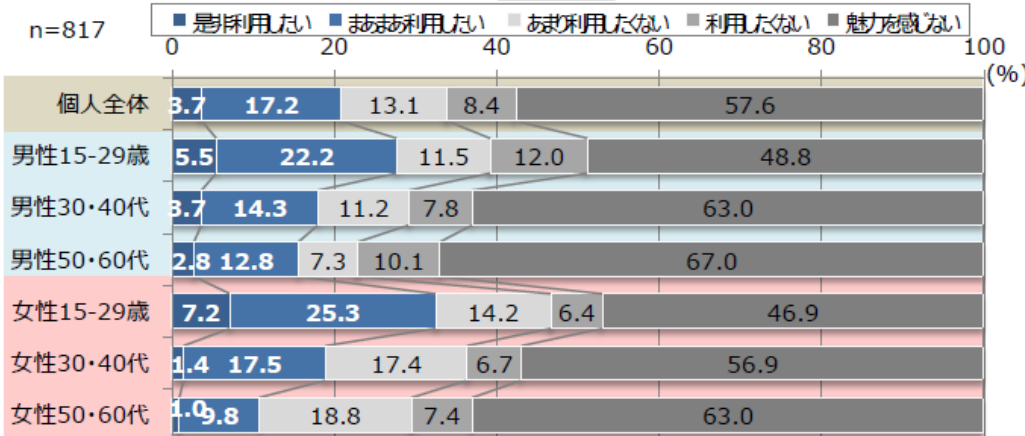
週に2日～5日くらい視聴 (計)



週に1日以下視聴 (計)



視聴しない



スマートフォンにおける「テレビ体験」の再現

▶ テレビ体験を実現するスマートフォン向けテレビアプリ

- テレビ放送と同一サービスとみなすために必要な機能を実装 (iOS/Android)

ユーザから見てテレビと同一

- ・ 同一番組
- ・ 同一表現 (多チャンネル / データ放送 / 字幕 / EPG)
- ・ 同一時刻 (非VoD / 非タイムシフト / 非見逃し視聴)
- ・ 同一地域 (地域別サービス)
- ・ 同一機能

放送事業者から見てテレビと同一

- ・ 同一主体 (放送事業者によるサービス)
- ・ 同一運用 (放送事業者による運用)

→スマートフォン上にユーザ体験としての「テレビ」を再現

● 今回あえて実装しない機能

- ・ 録画、各種トリックプレイ、タイムシフト、マルチアングル、シーンダイジェスト等の高度視聴機能
- ・ VOD関連サービス、コンテンツ販売サービス等との連携機能
- ・ Web広告、ページへの埋め込み等、他サービスとの連携機能、ログ解析等の機能
- ・ SNS連携、セカンドスクリーン、多言語翻訳等の機能、など



④ プロトタイプの利用意向と想定利用場面

アプリとサービスが実用化した場合の利用意向

女子学生

- 全員が利用したいとの意見。
- 6名中4名は、テレビ視聴時間が増えたと回答。
 - ・ 自分ひとりで部屋で見たい時とか、すごいイイと思った。
 - ・ 親とチャンネルが重なり録画して後で見ていた月9も、これであれば録画せずに、スマホでリアルタイムで見るなと思った。
 - ・ これがあつたら、また睡眠時間が削られてしまいそうで、不安。
 - ・ 見たい放送は見るが、こっちで見るかテレビで見るかの違いで、量は増えないと思う。

想定する利用場面

- 通学の電車の中、自宅での入浴中、自分の部屋でなど、様々な場面が挙がった。
- 全員、自宅には液晶テレビがあるので、自宅でも利用するかは意見が分かれた。
 - ・ 今でもスマホを持って風呂に入ることがあるので、これだったら実家でも、お風呂でテレビを見るかもしれない。
 - ・ 部屋で見るにも、たぶんスマホでぜんぜんイイかなと思う。
 - ・ 見るとすれば、通学中か洗濯や料理をしている時、リビングに居なくてドラマの続きが見たい時など、一緒に持って移動する。
 - ・ 部活がある時は帰りが7時、8時になってしまうが、その時間帯に見たい番組もあるので、見ることもあるかもしれない。
 - ・ 家に居る時テレビとスマホだったら大画面テレビで見たい。できる限り大きい画面で見たいのと、タブレットだと立て掛けて寝ころがりながら見られるので、家に居る時はタブレットがいい。でも、ぜんぜんスマホでも問題ないので、外にいる時はスマホを使いたいと思う。
 - ・ 家でチャンネル争いも無いので、家に居る時は、たぶん使わないと思う。外で使うとなると、電車の中で見ていて隣の人に盗み見られるのも悔しいから、小さい画面の方がいいので、使うとすればスマホかなと思う。
 - ・ スポーツ番組は録画して後で観ても何の臨場感も無いので、生で見たい。外であればスマホで、家に居れば大きい画面のテレビで、生で見たい。

女性社会人

- 6名中5名が、このアプリを利用したいと回答。
- アプリを利用するとした5名はいずれも、テレビ視聴時間が増えたと回答。
- 残り1名は、外出時にテレビを見ないことと健康への影響の懸念が利用しない理由。
 - ・ 出先とか家に居ない時にテレビを見ていないのと、健康上のことが気になってしまうので、家にあるテレビだけでセーブしておこうと思う。

- 通勤電車の中、外出中の隙間時間、外勤の移動中、入浴やトイレ中など、様々な利用シーンが提示された。
 - ・ 通勤時間中の暇つぶしにはなるだろうと思う。また、外で空いた暇な時間にも見れていいだろうと思う。
 - ・ 会社に行つての話題作りにもなりそう。外勤の移動中や、ちょっと空いた時間とかにも使えそうだった。
 - ・ 入浴中にお風呂でテレビが見れるのいいし、あとトイレでも使えそう。『あっ、トイレに行きたい、でも続きも見たい』となった時など。
 - ・ 昼間は働いているので、見れないワイドショーやドラマの再放送などを、昼休みに見れたら、すごく面白いかなと思った。

男性

- 全員がこのアプリを利用したいとの意見。
- 現在、テレビ受像機を所有していない学生ユーザも、このアプリが利用できるならばテレビを見ると回答。
 - ・ これが、自分のスマートフォンにもインストールできて、気軽にデータ通信量など気にせず使えるのなら、通学時間とかに使ってみたいと思う。(それは、福岡の番組が見れなくても?) 見れたらなおいいが、見れなくても、この使いやすさだったら、使ってみようと思った。

- 通勤・通学途中や外勤時のほか、家族と別の番組を見たい時、入浴中、自分の部屋で、布団の中でなど、自宅内で利用するとの意見が多く出た。
 - ・ 気軽にデータ通信量など気にせず使えるのなら、通学時間とかに使ってみたいと思う。
 - ・ 外出先や、会社の休憩時間とかに、一人でゆっくり見たいかなと思う。
 - ・ 外回りの時、カーナビは運転中はテレビが見れない設定になっているので、これでテレビが見れたら、とてもいいと思う。ラジオ感覚みたいな形ではあるけど、イヤホンしながら通勤中に聞いていると、それなりに頭にも入ってくるので、そういう使い方があのかなと思う。
 - ・ これが使えるなら、お風呂の中で見ると。
 - ・ 自分の部屋で部屋の片づけをしながら、点けっぱなしにしておくという使い方をするかもしれない。(BGMのような感じで)
 - ・ 布団の中では見ると思う。今もそういう見方をしているので、たぶん見方としてはそういう感じかなという気がする。

【スマートフォン向けテレビのユーザ受容性】

【現在のテレビ視聴状況とスマートフォン向けテレビの利用意向比較】

【現在のテレビ視聴場所と利用したい場所】

性別	職業	自宅の テレビ台数	テレビ視聴時間	利用意向	テレビ視聴時間 が増える	現在のテレビ視聴状況		スマホテレビサービスの利用意向	
						自宅	外出中	自宅	外出中
女性	大学生	1台	毎日1～2時間くらい	○	-	○	×	×	○
	大学生	1台	毎日2～4時間くらい	○	○	○	×	○	○
	大学生	1台	毎日2～4時間くらい	○	○	○	○(通学電車)	○	○
	高校生	2台	毎日1～2時間くらい	○	○	○	×	○	○
	高校生	1台	毎日1～2時間くらい	○	○	○	○(自家用車)	○	○
	大学生	2台	毎日2～4時間くらい	○	-	○	×	○	×
	会社員	1台	毎日2～4時間くらい	○	○	○	×	×	○
	会社員	2台	毎日1～2時間くらい	×	-	○	○(自家用車)	×	×
	会社員	1台	たまに見る程度	○	○	○	×	×	○
	主婦	1台	毎日4時間以上	○	○	○	×	○	×
	会社員	1台	毎日4時間以上	○	○	○	○(通勤電車)	○	○
男性	主婦	1台	毎日2～4時間くらい	○	○	○	×	○	○
	大学生	1台	毎日1～2時間くらい	○	○	○	×	○	×
	大学生	1台もない	たまに見る程度	○	○	×	×	○	○
	会社員	2台	毎日4時間以上	○	○	○	×	×	○
	会社員	2台	毎日2～4時間くらい	○	-	○	○(箱根駅伝)	○	○
	会社員	1台(スマホ)	毎日1～2時間くらい	○	-	○	○(試合中継)	○	○
	会社員	1台	毎日2～4時間くらい	○	○	○	○(外回り中)	○	○

- 米国や欧州では、既に放送事業者やインターネット事業者が、同時配信＋見逃し配信を提供。
- 米国では、ケーブルテレビ加入者向けに4大ネットワークなどの同時配信＋見逃し配信を提供。2015年から多チャンネルの同時配信を有料で提供するインターネット事業者が出現し、2017年にはGoogle(YouTube)も参入。
- 英国では、BBCや民放が2006年から無料で同時配信＋見逃し配信を提供し、2013年には、各放送事業者のサービスを束ねて提供する事業者が登場。フランスにおいても、フランス・テレビジョンや民放が2011年から同時配信＋見逃し配信のサービスを提供するとともに、束ねるサービスを提供する事業者も現れている。

米国



- 2013年から地上4大ネットワーク(NBC,CBS,ABC,FOX)が順次ケーブル加入者向けに同時配信＋見逃し配信を提供
- 2015年から多チャンネルの同時配信を有料で提供するサービスが登場。
※Dish(Sling TV 2015年開始)、AT&T(DirecTV Now 2016年開始)
Google(YouTube TV 2017年開始)、Hulu(Hulu Live TV 2017年開始)

英国



- 2006年からBBCや民間地上放送(Channel 4、ITV)が、順次無料で同時配信＋見逃し配信を提供
※BBC(iPlayer 2007年開始): 約800万回視聴/日
Channel 4(All4 2006年開始)及びITV(ITV Hub 2007年開始): 1,000万以上の利用者登録
- 2013年から地上放送や娯楽・音楽・ニュース・通販等の専門チャンネル等系79チャンネルの同時配信を無料で提供するサービスが登場。
※ Simplestream (TVPlayer): アクティブユーザ数は 100万人超

フランス



- 2011年からフランス・テレビジョンや民間地上放送(TF1、M6)が、順次無料で同時配信＋見逃し配信を提供
※M6(6play 2012年開始): 1億2000万回視聴/月
- 2016年から地上放送の同時配信＋見逃し配信を無料で提供するサービスが登場。
※ Molotov: サービス開始から半年で利用者数が100万人超

		英国 	仏国 	独国 	伊国 	韓国 	(参考) 日本 
公共放送		BBC	フランステレビジョン	ARD、ZDF	RAI	KBS	日本放送協会
同時配信	実施状況	○	○	○	○	○	△ 試験的提供等
	料金	無料	無料	無料	無料	無料	無料
	財源	受信許可料	公共視聴覚負担金 広告料	放送負担金 広告料	受信料 広告料	受信料 広告料	受信料
見逃し配信	実施状況	○	○	○	○	○	○
	料金	無料	無料	無料	無料	無料 (高画質は有料)	有料 (一部無料)
	財源	受信許可料	公共視聴覚負担金 広告料	放送負担金	受信料 広告料	受信料、広告料 サービス対価	サービス対価
VOD	実施状況	—	○	○	○	○	○
	料金	—	有料	無料	無料	無料 (高画質は有料)	有料 (一部無料)
	財源	—	サービス対価	放送負担金	受信料 広告料	受信料、広告料 サービス対価	サービス対価

※BBCの有料VODサービス“BBC Store”は2017年11月にサービス終了

諸課題検討会における構成員等の御意見

【同時配信に対するニーズ】

- ブロードバンド環境が整備され、スマホやタブレットが普及している現状を考えれば、ネット経由で放送番組を視聴したいというニーズは自然な流れである。(第11回 伊東構成員)
- 12月19日(月)に開催された「放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会」第3回会合において配付した、私の説明資料から抜粋してコメントしたい。同時配信のニーズについて調査した結果、若者層を中心にかなりのニーズがあり、テレビを所有していない層においてもニーズが同程度存在することが分かった。(第14回 奥構成員)
- 電通さんと一緒に行ったユーザー調査結果を4月に発表したが、同時配信のニーズはあるという結果だ。また、コストの試算については、これからの技術革新の可能性を含めた検討もあっていいのではないか。(第14回 岩浪構成員)
- 常時同時配信をいきなり求めるには、ニーズが少ないのではないかと懸念しており、活動が空転する可能性がある。また、同時配信等は、時期尚早である等の意見もあるが、すでにテレビ離れが進んでおり、悠長に構えている段階ではない。スポーツやニュースなど同時配信のニーズがあるところから先行して早期に開始し、少しでも前に進めて、国民の理解を求めていけばよいのではないか。(第13回 三尾構成員)
- メディアがネット化し、またあらゆるものがメディア化する中、NHKがネットに取り組むのは当然。しかし同時配信というのはピンとこない。ネットを使う若年層が同時配信すればNHKを見るようになるのかは疑問。ニュースやスポーツをのぞけばライブストリーミングよりも、アーカイブ的な形態の方がニーズがある。そのために権利関係などの環境整備をすることのほうが重要だと思う。(第13回 瀬尾構成員)
- 常時同時配信の議論をはじめた2015年から見ても、スマホの普及率やネットの環境は変わってきている。サービスの利用や普及と国民の納得感は、結構同時進行していく形となっている。ユーザーが使ってみて納得して、それがプラットフォーム化して、利用者が増えてきてという形である。このスパイラルが動くかというのが非常に重要であるが、これを事前に予測するのは困難であると認識している。現在、様々なサービスが出てきているが、数年の間でそれが廃止されたり、端末についても10年程度で変化が起きているという状況である。そのため、放送の試験を数年単位で繰り返して行うよう、スピードアップすべき。(第17回 三膳構成員)

諸課題検討会における構成員等の御意見

【試験的提供の結果】

- 今回の実験の利用率は約60%であるが、これは実験に参加しながら、一回も使用しなかった参加者が約40%存在するということである。そのような参加者は、分析の母数から外すという観点もあるのではないか。あるいは、一回も使用しなかった参加者は、何を目的として実験に参加したかなどを分析するべきではないか。また、番組ごとの利用率について、1秒以上視聴した数を算出していると思うが、それで番組を視聴したと言えるのか。(第18回 北構成員)
- 試験的提供Bの結果について、速報値の説明を聞いて、これをもって同時配信が必要とされていると判断するほどのインパクトはないのではないかと感じた。もう少し内容を細かく分析いただく必要があるだろう。スマホの画面の中で、同時配信を行うNHKの存在感がどのくらいあるのかという観点で、細かく検討する必要がある。(第18回 末延構成員)
- 試験的提供Bの結果について、一回も使用しなかった参加者が約40%存在することは、非常に重要なことで、この約40%の参加者を分析から除外することは望ましくないと思われる。NHKから同時配信や見逃し配信を視聴するよう依頼したにも関わらず、全く視聴しなかった参加者が約40%も存在したという事実は、きちんと残すべきである。これは、現在の放送の魅力がどのように捉えられているのか、というのを裏返しで示していると思われる。年代別の分布を見ると、若い人の利用率が非常に低いことがわかる。スマホの利用方法に詳しいデジタルネイティブの世代の利用率が低いという事実が、どういうことを意味するのか、しっかりと分析しなければならない。また、これまで放送は、ひとつのスクリーンでNHKと民放の両方が視聴できるという状況にあったが、今回の実験では、NHKのみ常時同時配信を実施している。同じ枠組みの中で、民放も一緒に配信していれば、よりテレビに対する魅力が深まるのではないかという可能性がある。一回も使用しなかった参加者が約40%の存在は、こういった観点から理解することも可能であると思われる。(第18回 三友構成員)
- 従来より、ユーザーの支持がなければ、話がはじまらないとの認識であるが、今回のNHKの常時同時配信実験の結果では、常時同時配信、見逃し配信ともに満足度が89%となっている。これは、昨年4月に発表した電通と弊社の調査結果とほぼ同じであり、この結果について、安心している。(第18回 岩浪構成員)
- 試験的提供Bの結果について、NHK説明資料p4の新規とリピートの速報値を見ると、実験期間の一ヶ月の間に、約二割がリピートで視聴していることから、定着している傾向が認められると思われる。新規の視聴だけでリピートがない場合は、ニーズがないということになるが、約二割の参加者がリピートとして引き続き視聴しているというのは、ニーズの存在を示しており、非常に意味のある数値と思われる。同時配信と見逃し配信のどちらがアプリへの誘因力があるのかについては、同時配信をきっかけに視聴を開始し、その後見逃し配信を利用しているという認識である。(第18回 奥構成員)

- 1 NHKのインターネット活用業務の現状
- 2 NHKのインターネット活用業務に関するこれまでの議論
- 3 NHKのインターネット活用業務に関する論点
 - (1) インターネット同時配信のニーズ・必要性
 - (2) NHKのインターネット同時配信の放送法上の位置付け
及びNHKの目的・受信料制度の趣旨との関係等
 - (3) 地域放送番組の配信等
 - (4) 他事業者との連携・協力等
 - (5) その他（見逃し配信等）

放送政策に関する調査研究会(座長 長谷部恭男 東京大学教授)第一次取りまとめ(平成25年8月9日)

第4章 NHKのインターネット活用業務

3 NHKのインターネットを活用した業務の在り方

(2)NHKの要望事項に関する考え方

ア 基本的な考え方

(略)こういった状況を踏まえれば、基本的な方向性としては、NHKはこれまでより積極的にインターネットを活用した業務を実施することが適当であると考えられる。ただし、NHKが放送を行うことを目的として設立された特殊法人であることを踏まえれば、無限定に実施できるとするのは適切ではない。

インターネット活用業務について、NHKが任意業務として実施し得るか否かについては、以下の3つの基準にしたがって判断することが適当である。

(i)公共性が認められること

公共放送であるNHKが実施しうるインターネット活用業務は、NHKと民間放送の二元体制の中で公共放送の役割として実施すべき業務であることが求められると考えられる。具体的には、国際放送や大規模災害時の報道など、民間放送事業者が実施していないものや充実した報道体制を有する公共放送として当然に実施すべきものに該当するか否かといった視点で検証する必要がある。

(ii)放送の補完の範囲にとどまるものであること

NHKは、放送を行うことを目的として設立された、受信料を主たる財源として運営される特殊法人であることを踏まえれば、実施可能なインターネット活用業務は、「放送の補完」にとどまるべきものと考えられる。これは、従来から採用されてきた考え方であるが、その内容について抽象的に論じられてきた経緯もあり、また、時代や放送を取り巻く環境の変化とともに変わり得る相対的な概念であると考えられる。改めて、この「放送の補完の範囲にとどまるもの」であるか否かを判断するに当たっては、以下の点について検証する必要があると考えられる。

(a)放送番組との密接関連性

「放送の補完」である以上、放送番組との密接関連性が求められるのは当然である。具体的には、放送番組の一部を構成する、あるいは放送番組の編集のために収集された素材であるか否か、放送番組と連動して又は一体となって提供されるものであるか否かといった視点で検証することが必要である。

(b)支出規模

「放送の補完」である以上、放送を支えるために国民・視聴者が負担する受信料財源※を毀損するものであってはならない。どの程度の水準であれば「放送の補完」の範囲にとどまるかは、時代や放送を取り巻く環境の変化により変わり得るものであると考えられる。

※ 受信料収入は6,387億円(平成24年度決算)となっている。

(iii)市場への影響の程度

NHKが新たなインターネット活用業務を実施するに当たっては、それによって関連する市場全体にどのような影響を与えるかについて、考慮する必要がある。この場合において、当該インターネット活用業務による影響が相当程度あると認められる場合には、その影響の程度に応じた所要の措置をとることが必要となるものであり、その措置の合理性について検証する必要があるものと考えられる。

諸課題検討会における構成員等の御意見

【放送の補完関係】

- ネット活用業務については、受信料財源で実施するという観点から、公共的価値を十分考慮してきたとのご説明であったが、メディアの環境変化を踏まえて、ネット活用業務が放送サービスの補完という位置づけについてどう捉えていくかという点について、NHK自身の検討を情報提供いただくとともに、共に検討していきたいと考えている。(第9回 大谷構成員)
- ネット配信はあくまで放送の補完であり、放送ネットワークが不要になるということではない。なぜなら、ネット配信において輻輳の発生を完全に防ぐことは事実上不可能であるほか、画質・音質の劣化や伝送の遅延の問題もあるからである。それでも、ネット配信の利便性を確保することで、放送と通信の連携が促進されると共に若年層のテレビ離れ対策などにも一定の効果があるものと期待している(第11回 伊東構成員)
- 今回のNHKの説明では、常時同時配信の開始のイメージとして、放送の補完であるという位置付けだった。これであれば、放送の二元体制の考え方に基づいて、数々の問題を整理・解決をする糸口があるのかなと考えている。NHKも民放もメディアの責務を負いつつ、ビジネスモデルの違い、それに伴う役割分担、市場競争における健全な競争関係の中で、国民に資する情報を提供するという観点に立って、放送サービス及びそれを補完する情報サービスを進めていくという整理になるかと思われる。これについて、定性的には肯定し得る話かと思われる。(第17回 日本テレビ放送網(株))

諸課題検討会における構成員等の御意見

【公平負担関係】

- 常時同時配信を行う場合、無制約に青天井で認めるべきではなく、負担の公平性などの観点から実施基準に枠をはめて、計画的・効率的に行うべきであるが、現状の枠は小さすぎる印象。(第12回 大谷構成員)
- 費用負担について、放送の補完という観点から見ると、既に契約済の世帯について追加負担を求めないことには、合理性があると考えられる。(第16回 日本テレビ放送網(株))
- 答申案では、既に放送受信契約を結んでいる世帯は、追加負担なしで常時同時配信を利用できるようにすることが適当とされている。とすると、常識的に考えると、「放送」のみで視聴している場合は、受信料を引き下げることが可能ではないかという印象がある。(第16回 (株)テレビ東京)
- 今回の議論について、国民目線に立って利用しやすいサービスなのかどうか、プラスになるのかどうか、ということが一番大事だと思っている。まずは、受信料との整合性が必要であるという点に尽きる。今回、NHKからネット受信料の明確な説明がなかったと思うが、この点をどうするのか。受信契約が確認できない場合は、メッセージ付き画面にするということであるが、これでフリーライドを本当に予防できるのか。受信料を払っていない世帯まで広げるのであれば、国民にとって負担の公平感を損なう可能性があるため、公平負担の確保の観点について注意する必要があるだろう。(第17回 (株)フジテレビジョン)
- 常時同時配信による視聴機会の拡大や情報の社会的基盤を果たすという使命と、受信料制度との整合性について、どのような方向性があり得ると考えているのか。(第17回 清原構成員)

- 1 NHKのインターネット活用業務の現状
- 2 NHKのインターネット活用業務に関するこれまでの議論
- 3 NHKのインターネット活用業務に関する論点
 - (1) インターネット同時配信のニーズ・必要性
 - (2) NHKのインターネット同時配信の放送法上の位置付け及びNHKの目的・受信料制度の趣旨との関係等
 - (3) 地域放送番組の配信等
 - (4) 他事業者との連携・協力等
 - (5) その他（見逃し配信等）

NHKの地域放送の実施状況

○ NHKでは、各放送メディアごとに、それぞれの放送対象地域に応じて「地域放送」を実施している。

※ 基本的に各放送対象地域において一つの放送局が実施しているが、北海道、福岡県など、複数の放送局が実施しているケースもある。

これらの放送局は「親局」ではなくいわゆる「演奏所付き中継局」により実施している。

※ 「地域放送」には、拠点局がブロック向けに発信する「ブロック放送」と、拠点局を含む各放送局が放送対象地域向けに発信する「単域ローカル放送（広域放送、県域放送等）」がある。

	NHK総合	NHKラジオ第1	NHK-FM
放送対象地域数	44地域 (広域1地域、県域43地域)	34地域 (広域3地域、県域31地域)	47地域 (県域47地域)
地域放送実施局数	51放送局 各放送対象地域の「親局」を管轄する44局に加え、 ・北海道の6局が各支庁向けの地域放送を実施。 ・北九州局が福岡県東部向けの地域放送を実施。	42放送局 各放送対象地域の「親局」を管轄する34局に加え、 ・北海道の6局が各支庁向けの地域放送を実施。 ・近畿広域圏内の大津局が滋賀県向けの地域放送を実施。 ・北九州局が福岡県東部向けの地域放送を実施。	54放送局 各放送対象地域の「親局」を管轄する47局に加え、 ・北海道の6局が各支庁向けの地域放送を実施。 ・北九州局が福岡県東部向けの地域放送を実施。

※ 「NHK教育」及び「NHKラジオ第2」については、放送対象地域数が「1」の全国放送。

「らじる★らじる」

○ 提供内容

NHKラジオ第1(R1)、ラジオ第2(R2)、FMの3ch(同時配信)。

○ 提供する番組

平成23年サービス開始時は、R1・FMは、東京の地域放送番組を、R2は全国放送の番組の提供を開始。

平成25年には、R1・FMは、東京に加え、仙台、名古屋、大阪の4地域の地域放送番組の提供を開始。

平成28年には、R1・FMは8地域(札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、松山、福岡)の地域放送番組の提供を開始。

○ 地域制限

平成29年のNHK・民放連のラジオ共同キャンペーンの一環として、NHKのラジオ番組(ラジオ第1・ラジオ第2・FM)を、radikoを通じ、地域制限を設け、国内数カ所の地域向けに、当該地域でのみ聴取可能な番組の同時配信・見逃し配信を実施(※)。

※ 実施基準の変更(平成29年7月12日総務大臣認可)に基づくもの。

試験的提供

○ 平成27、28年度の試験的提供Bでは、関東広域圏(東京・神奈川・埼玉・千葉)の放送を配信。

○ 平成29年度の試験的提供Bでは、上記に加えて、大阪局及び静岡局の地域放送の配信及び地域制限の実証を実施。

諸課題検討会における構成員等の御意見

【地域情報発信】

- 過渡期にある現在、公共放送の役割はより大きくなっている。民間企業ができないことを行うのがNHKの役割であり、民間に先立って放送と通信を融合することによって、もっとも視聴者にとって有効な災害情報・地域情報の発信などのサービスを提供することがNHKに求められている。(第12回 三尾構成員)

【地域制限】

- 地域制限について、エリア制限が必要と不必要のどちらであると考えているのか。地方では、メジャーな番組でも東京の放送時間では放送しきれず、遅れ等で放送されることが少なくない。このように地方在住者には、東京、大阪と同時間で視聴したいというニーズがある一方、地方局には強いインパクトを与えうるが、どう捉えているか。NHKがエリア制限を行うかという問題と同時に考える必要があるのではないか。これはローカル局制作番組の海外発信と同時に考える必要がある。(第14回 鈴木構成員)
- 放送番組の同時配信を行うにあたっては、この二元体制における、放送の三原則のひとつである、放送の地域性についてどのようにするか、放送区域を前提とした地域制御を行うのかどうかは、避けては通れない論点である。(第15回 穴戸構成員)
- 地域制限について、地方在住の人々には、中央への憧れのようなものがある。地域制限は必要であると思うが、完全に制限するのではなく、ローカル局を含む放送事業者と視聴者がWin-Winとなるような関係を築けないだろうか。ラジコ等の取組みを参考にしながら、どのような地域制限の解除方法が適切なのか、試験的提供の中でも検討いただきたい。(第16回 鈴木構成員)
- 放送の補完という観点と二元体制の維持の観点から、常時同時配信については、地域制御を何らかの形で導入して進めていただきたい。(第16回 日本テレビ放送網(株))
- 試験的提供Bの結果について、NHKにおかれては、地域制御の導入など民放の要望を組み込んで実験を実施いただき、さらに速報を公表いただき、感謝したい。今後、構成員の皆様のご指摘も含めて、具体的な利用状況やコストとその内訳等についてデータを分析いただき、その詳細の開示について、引き続き、民放と協議の場を設けながら進めていただきたい。(第18回 日本テレビ放送網(株))
- 試験的提供Bの結果について、NHKにおかれては、民放の要望を組み込んで実験を実施いただき、感謝したい。静岡と大阪で実施した地域制御の結果について、非常に大事なことであると認識している。NHKにおかれては、詳細なデータについて開示いただき、そこから民放における今後の取り組むべき課題を見つけていきたいと考えている。(第15回 (株)テレビ朝日)

- 1 NHKのインターネット活用業務の現状
- 2 NHKのインターネット活用業務に関するこれまでの議論
- 3 NHKのインターネット活用業務に関する論点
 - (1) インターネット同時配信のニーズ・必要性
 - (2) NHKのインターネット同時配信の放送法上の位置付け及びNHKの目的・受信料制度の趣旨との関係等
 - (3) 地域放送番組の配信等
 - (4) 他事業者との連携・協力等
 - (5) その他（見逃し配信等）

NHK・民放連共同ラジオキャンペーンの実施

平成29年のNHK・民放連のラジオ共同キャンペーンの一環として、NHKのラジオ番組(ラジオ第1・ラジオ第2・FM)を、radikoを通じ、国内数カ所の地域向けに、当該地域でのみ聴取可能な番組の同時配信・見逃し配信を実施

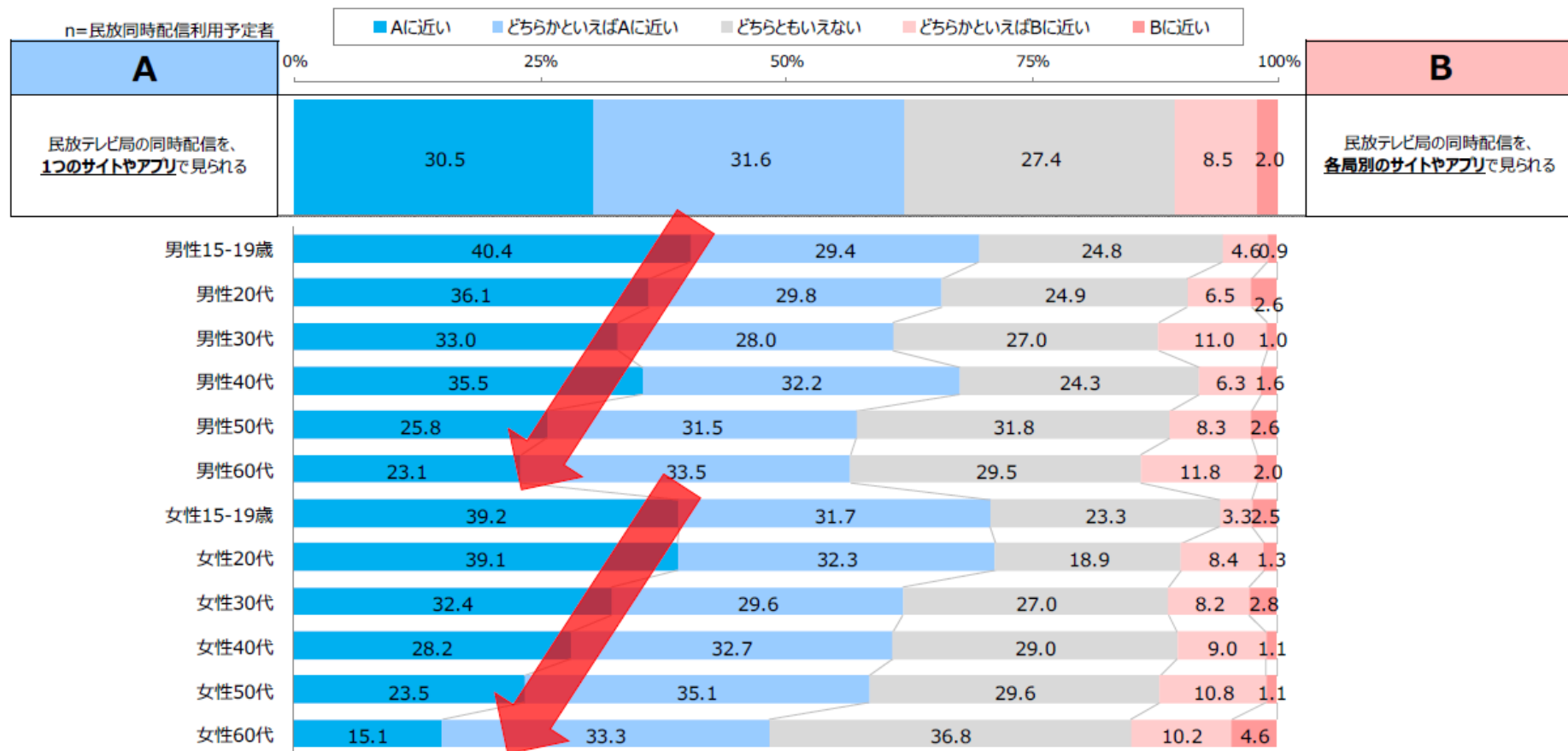
- ・配信地域: 関東広域(1都6県)、宮城県、広島県、愛媛県、福岡県
- ・配信期間: 平成29年10月2日(月)正午～平成30年3月30日(金)
- ・配信対象: NHKラジオ第1、NHKラジオ第2、NHK FM
- ・配信方法: 同時配信のみを実施し、「エリアフリー」(地域を越えた全国配信)は実施しない

「らじる★らじる」と「radiko」の経緯

らじる★らじる	radiko
H23. 9. 1～ 「らじる★らじる」のサービス開始 ☐ R1・FM → 東京の地域放送番組 ☐ R2 → 全国放送の番組 H25. 5. 27～ 東京に加え、仙台、名古屋、大阪の4地域の地域放送番組の提供開始。 ☐ R1・FM → 仙台、東京、名古屋、大阪の地域放送番組 ☐ R2 → 全国放送の番組 H28. 9. 1～ 提供する地域放送番組を8地域に拡大 ☐ R1・FM → 札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、松山、福岡の地域放送番組 ☐ R2 → 全国放送の番組	H22. 12 「radiko」のサービス開始 H26. 4～ 「radiko.jpプレミアム(エリアフリー聴取)」のサービス開始 H28. 10～ タイムフリー聴取、シェアラジオ開始

1.民放キー5局で共同実施の場合と個別局ごと実施の場合の評価

- 共同サイトでの配信に親和性を感じる人が計6割に上り、各局別サイトを好んだのは計1割に留まった



Copyright© 2017 DENTSU INC. All Rights Reserved.

(出典) 情報通信審議会 情報通信政策部会

放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会(第9回)資料(平成29年10月10日)より作成

視聴環境の変化

- 視聴デバイスの変容や若者を中心としたテレビ離れ・・・スマートフォンの普及、テレビの4K化とネット接続の拡大、テレビ行為者率・視聴時間・テレビ保有率の減少
- 動画配信サービスの拡大・多様化・・・動画配信市場の参入拡大(Hulu、Netflix、amazon、DAZN等)、4Kコンテンツの提供
- ※同時配信を行った場合の視聴時間の試算例：同時配信のみ→7.4分/日、同時配信と見逃し配信の組み合わせた場合→13.3分/日(同時配信6.6分/日、見逃し配信6.7分/日)

諸外国の動向

- 米国(2010年代)、欧州(2000年代半ば)では、見逃し配信と組み合わせて展開。多チャンネルサービスも出現(YouTubeTV(米)、TVplayer(英))

放送サービスの高度化の方向性

- 放送コンテンツの視聴機会を高める観点から、放送事業者によるテレビ・モバイル・PCへのネット配信の拡大を期待。
(視聴時間・場所の拡大、災害時等における情報伝達手段、4K8Kコンテンツの製作・流通拡大)
- ネット配信の拡大に伴い、視聴データを活用した番組レコメンドやターゲティング広告など、新たなサービスの展開にも期待。

同時配信の実施にあたっての課題

地方の放送事業者を含めた
多くの放送事業者が参画可能な環境整備

大容量のトラフィックが発生した場合の
通信ネットワークに対する負荷

放送コンテンツの二次利用の進展
に対応した製作・流通の確保

モバイル同時配信に関する検討**配信機能の共同開発・運用**

複数局の共同開発・運用により字幕、災害情報、
地域制御等の開発・運用コストを低減

217百万円/年

10局が共同利用

36百万円/局

課題：共同開発すべき機能及び方式の決定

同時配信で発生する通信量の推計

- ①複数局によるCDN※の単一契約により配信コストを低減
- ②アクセス集中時の通信ネットワークへの影響を分析し、安定的な運用を確保
(特に災害やスポーツイベント時の視聴ピーク分析)

対1000万人の年間配信コスト※
140百万円/局(単価7円/GB)

10局単一契約による
ディスカウント(GB単価：7円→3円)

60百万円/局

※一人当たり平均7.4分/日と想定して試算

課題：放送局が本格的に同時配信を行う場合のトラフィック需要や変動の推計

複数の放送事業者が連携した実証事業により、以下の検討を進めることが必要

- (1)「災害情報配信」、「字幕表示」、「地域制御」など配信機能の提供方式及び技術仕様の策定
- (2) 同時配信が本格化した場合に想定されるトラフィック需要(①総量及び②ピーク量)の推計
- (3) 配信機能を共同利用する場合の放送局設備の改修コストの算定(データ形式等の標準化対応)

テレビ向け4K同時配信に関する検討**放送コンテンツの製作・流通に関する検討**

- ハイブリッドキャストを活用した4K同時配信に関し、地方の放送事業者が参画する実証事業を早急に進め、規格・推進団体を中心として、放送事業者が運用しやすくなるような必要な情報(製作・配信方法等)や運用ガイドラインを整備
- 放送事業者と番組製作会社の関係団体等による民間ベースによる対話・情報共有の場(放送コンテンツ適正取引推進協議会)を設置し、取引ルールの周知・浸透を図る
- 放送や放送後のネット配信における実務上の運用手続を参考にしつつ、具体的な同時配信の展開手法やサービス内容を踏まえ、権利処理の手続を整理し、具体的な課題を抽出した上で、課題に対応するための権利処理方法の形成について検討

(目的)

第15条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送(国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。)を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

1 概要

本条は、特殊法人日本放送協会の設立の目的を規定している。

2 条文内容

特殊法人の目的は、その邦人の設立により達成すべき基本的な事柄を規定するものであり、法人格付与の基礎となるものである。この目的に沿って法人の諸活動が規律されることから、この目的規定は特殊法人に関する規定を解釈するに当たっての指針となる。なお、協会は、目的を達成するために必要な業務を行いうることはもちろんのことであるが、協会の業務の範囲は、これに限られることはなく他の条文又は条文の解釈により確定されることになる。

- (1) 協会は、昭和25年以前は社団法人であったが、昭和25年に制定された本法により、社団法人を改組して、従来より更に公共的色彩の強い特殊法人として設立された。これは、わが国の放送を民間のみに委ねたとしたら、都市部にのみ集中し山間僻地は顧みられなくなる恐れがあるため、公共放送機関である協会を設立し、あまねく日本全国において放送が受信できるようにする使命を負わせることとされたものである。
- (2) 協会の目的においては、物理的に放送の受信をあまねく日本全国において可能とすることと併せて、質の面においても国民が協会の放送に期待する放送の効用を最大限に発揮させるため、「豊かで、かつ、良い放送番組」としている。本法は、基幹放送について、受信料を財源とする公共放送機関である協会と、自由な経営による民間放送の併存体制を基本としており、相互の切磋琢磨により放送界全体の発展が図られることを期待している。放送番組の質の面についても、この体制が効果を発揮することを期待しているが、協会に対しては、特に、豊かで良い質の高い放送番組を放送することを使命とし、放送番組の質の向上とわが国の教育や文化の発展に資することを期待している。
- (3) 放送が最大限に普及されることを保障するため、協会には、その国内放送があまねく日本全国において受信できるようにすることにより、放送に期待される役割を確実に果たすことが要請され、そのために協会の放送のために周波数が確実に確保されることが必要となる。このため、放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用するものである国内基幹放送を行うことを協会の設立目的としている。
- (4) 協会は受信料を財源とする公共的な機関であることから、協会のためのみならず、放送界全体のために貢献する必要がある。このため、放送及び受信の進歩発達に必要な調査研究、例えば、放送の幼児に与える影響等の社会科学研究や立体高精彩映像等の技術的研究など先導的な調査研究を行うことを協会の使命としている。
- (5) (略)

■ 放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の認可に係る審査ガイドライン

第3 実施基準の認可基準その他の関連条文の解説

1. 法第15条の目的達成に資すること(法第20条第10項第1号関係)

本号は、インターネット活用業務が、法第15条で規定されている協会の目的の達成に資する公共放送としての協会が行う業務として、適切なものとなっていることを認可の基準とするものである。また、公共放送としての協会が行う業務として適切か否かを審査するに当たっては、民間部門といわずに競合する業務を行うものでないか、市場の競争を阻害しないか、といった点についても、業務の性質に応じて一定程度勘案するものである。

第4 インターネット活用業務のうち2号業務の審査項目

1. 法第15条の目的達成に資すること(法第20条第10項第1号関係)

② 市場の競争を阻害しないこと

協会が保有している経営資源(受信料財源、職員、放送番組等)を流用し、同種のサービスを行う民間競合事業者よりも不当に有利な条件で提供する等、民間部門との公正な競争を阻害するようなものでないことが必要である。また、民間で既に実施されている同種サービスの市場の規模、シェア等を勘案して、インターネット活用業務が市場の競争を阻害するようなものとなっていないことが必要である。

第5 インターネット活用業務のうち3号業務の審査項目

1. 法第15条の目的達成に資すること(法第20条第10項第1号関係)

② 市場の競争を阻害しないこと

■ NHK「放送法第20条第2項第2号および第3号の業務の実施基準」(平成29年9月13日総務大臣認可)

第6部 共通事項

2 実施計画の策定・公表

③ 実施計画の策定にあたっては、市場競争への影響も考慮要素とする。

4 実施状況の評価および改善

① 対象業務の実施状況については、毎年度、技術の発達および需要の動向、市場競争への影響、受信料の公平負担との関係その他の事項を勘案して評価を行うとともに、その結果に基づき、必要があると認める場合には、当該業務の改善を図るための措置(この基準の見直しを含む。)を講じる。

② 前項の評価結果および措置は、協会のホームページに掲載して公表する。

8 競合事業者等からの意見・苦情等への対応

① 対象業務の遂行状況に関してこれと同種のサービスを行う事業者または外部事業者から意見・苦情等が寄せられたときは、これを受け付け、適切かつ速やかに対応する。

② ①の意見・苦情等については、外部委員からなる審査委員会に、対象業務と同種のサービスを行う事業者および外部事業者とのトラブルをあらかじめ防止し適切な解決を図るとともに、この基準に従って協会のインターネット活用業務が公共放送としての協会の業務として適正に行われることを確保する観点からの検討を求め、その結果を尊重して必要な措置を講じる。

③ ②の検討結果および措置は、協会のホームページに掲載して公表する。

■ NHK「インターネット活用業務 審査・評価委員会規程」

(職務)

第4条 委員会の職務は、次のとおりとする。

- 一 協会に寄せられた実施基準第6部8の①の意見・苦情等に対し、採るべき対応を検討し、その結果を会長に報告すること。
- 二 会長の諮問に応じ、実施基準第6部2の実施計画、同部4の評価その他インターネット活用業務の実施に関する事項について、その適正性の確保の観点からの見解を述べること。

2 委員会は、前項第1号の検討にあたっては、実施基準第1部1の(g)の対象業務と同種のサービスを行う事業者および第6部5の外部事業者とのトラブルをあらかじめ防止し適切な解決を図るとともに、実施基準に従ってインターネット活用業務が公共放送としての協会の業務として適正に行われることを確保する観点から、行うものとする。

■ NHK「インターネット活用業務 審査・評価委員会運営要領」

(意見・苦情等への対応策)

第3条 規程第4条第1項第1号に掲げる意見・苦情等の申立てがあった場合には、協会の求めに応じ、本委員会は意見・苦情等への対応策を検討する。

2・3 (略)

(実施計画、実施状況の適切性確保の検討)

第4条 規程第4条第1項第2号に基づき、協会の諮問に応じ、協会が毎年度策定するインターネットサービス実施計画(以下、「実施計画」という。)及びその実施状況について、実施基準に照らし、その適切性の観点から見解を述べる。

2・3 (略)

(情報の公開)

第7条 本委員会の議事は原則として非公開とする。ただし、議事の概要並びに評価又は検討の結果及び結果に基づく措置(以下、「議事の概要等」という。)は公開しなければならない。

2 議事の概要等は協会のホームページ掲載する方法により公開する。

3 本委員会委員が、本委員会に出席して得た情報を、統計的处理等を行って学術的な発表に活用する場合にあっては、本委員会の説明責任の向上に資するものと見なし、本条第1項の適用除外とする。

諸課題検討会における構成員等の御意見

【連携・協力等】

- NHKには放送界における先導的役割を期待されている。民間放送事業者と協力して環境整備してほしい。同時に、ネット事業者等との公正競争の確保も重要。制度全体についても、公正競争を確保していく視点が必要。(第7回 宍戸構成員)
- 現行のルールでは限界が出てきている部分があるので、ユーザーの変化、テクノロジーの変化を踏まえて、改めて放送とは何か問い直すべき。技術的に考えれば、放送の概念は拡大できると考えており、伝送手段は多様化しても良いのではないか。以前のアンケート調査では、スマホユーザーは、NHKだけでなく民放の番組も含めた「テレビ」が見たいとの結果であった。(第13回 岩浪構成員)
- NHKにおいては、ネットであまねく視聴環境を整える義務が直ちに放送と同じではないと思うが、ネット配信のための技術開発もしっかり取り組んでいただき、その経験を民放と共有していただきたい。(第13回 宍戸構成員)
- 二元体制や競争関係を阻害する環境を生まないように配慮することが必要。ネットというオープンな環境で、NHK単体のコンテンツを流すということが馴染むのだろうかという問題がある。もっとオープンなプラットフォームとして考えていくべきではないか。(第14回 瀬尾構成員)
- 同時配信を行う場合、1局ではユーザーが集まらず、ビジネスとしても成立しない。また、アクセスが集中しても安定的に配信を行わなければならない。NHK、民放各局が集まり、CDNなどのコストを低減する必要があると感じている。サービス、インフラどちらもできる限り協働していくことを期待している。(第14回 (株)フジテレビジョン)
- 繰り返しになるが、平成29年度の試験的提供の結果については、民放にも共有いただければと思うので、今後も情報提供をお願いしたい。(第16回 (株)フジテレビジョン)
- これまで放送は、ひとつのスクリーンでNHKと民放の両方が視聴できるという状況にあったが、今回の実験では、NHKのみ常時同時配信を実施している。同じ枠組みの中で、民放も一緒に配信していれば、よりテレビに対する魅力が深まるのではないかという可能性がある。一回も使用しなかった参加者が約40%の存在は、こういった観点から理解することも可能であると思われる。(第18回 三友構成員)(再掲)

- 1 NHKのインターネット活用業務の現状
- 2 NHKのインターネット活用業務に関するこれまでの議論
- 3 NHKのインターネット活用業務に関する論点
 - (1) インターネット同時配信のニーズ・必要性
 - (2) NHKのインターネット同時配信の放送法上の位置付け及びNHKの目的・受信料制度の趣旨との関係等
 - (3) 地域放送番組の配信等
 - (4) 他事業者との連携・協力等
 - (5) その他（見逃し配信等）

(5) ①NHKオンデマンドのサービス内容及び 放送番組等有料配信業務勘定の事業収支の推移

NHKオンデマンドのサービス内容

○見逃し番組

「大河ドラマ」や「連続テレビ小説」などNHKが放送している人気番組を、放送から14日間程度、単品または「見逃し見放題パック」で配信

○ニュース番組

「NHKニュース7」や「ニュースウォッチ9」等のニュース番組を放送から1週間程度、「見逃し見放題パック」で配信

○特選ライブラリー

過去の名作ドラマや大型ドキュメンタリー番組などNHKの豊富な映像資産を単品または「特選見放題パック」で配信

(消費税込)

提 供 番 組	販 売 形 態	
	単 品	見放題パック
見 逃 し 番 組	108円～324円	見逃し見放題パック 月額972円
ニ ュ ー ス 番 組	—	
特 選 ラ イ ブ ラ リ ー	108円～324円	特選見放題パック 月額972円

(出典) 平成30年度収支予算と事業計画の説明資料(日本放送協会)より作成

放送番組等有料配信業務勘定(※)の事業収支の推移

(億円)

年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
事業収入	0.4	2	5	9	13	18	18	20	22	22	22
事業支出	13	24	23	23	24	17	16	19	20	22	21
事業収支差金	△13	△21	△18	△14	△11	1	2	0.6	1	0.1	0.2
決 算 値										予 算 値	

※インターネットを通じて一般の利用者に有料で配信するNHKオンデマンドの業務及びビデオオンデマンド事業者へ番組等を有料で提供する業務に係る勘定

(出典) 日本放送協会予算及び決算資料より作成

		英国 	仏国 	独国 	伊国 	韓国 	(参考) 日本 
公共放送		BBC	フランステレビジョン	ARD、ZDF	RAI	KBS	日本放送協会
同時配信	実施状況	○	○	○	○	○	△ 試験的提供等
	料金	無料	無料	無料	無料	無料	無料
	財源	受信許可料	公共視聴覚負担金 広告料	放送負担金 広告料	受信料 広告料	受信料 広告料	受信料
見逃し配信	実施状況	○	○	○	○	○	○
	料金	無料	無料	無料	無料	無料 (高画質は有料)	有料 (一部無料)
	財源	受信許可料	公共視聴覚負担金 広告料	放送負担金	受信料 広告料	受信料、広告料 サービス対価	サービス対価
VOD	実施状況	—	○	○	○	○	○
	料金	—	有料	無料	無料	無料 (高画質は有料)	有料 (一部無料)
	財源	—	サービス対価	放送負担金	受信料 広告料	受信料、広告料 サービス対価	サービス対価

※BBCの有料VODサービス“BBC Store”は2017年11月にサービス終了

諸課題検討会における構成員等の御意見

【見逃し配信】

- ネットを本格的に活用する方向性が確認できた。受信料は、ラジオ、白黒、カラー、衛星と、新しいメディアがでてくる度に変貌している。ネット時代における受信料の在り方をどう考えているか。見逃し配信等のネット業務は有料業務として区分しているが、海外では特に区分をしていないのではないか。(第8回 北構成員)
- ユーザーは放送の「タイムテーブル」に価値を見いだしている。ネット配信においても、タイムテーブルを入り口にするサービスのニーズがあることが自分自身の同時配信実験のサンプルになった経験から感じる。タイムテーブルから同時配信と見逃し配信にも見に行けるのが非常に便利であり、セットにして提供すべき。ネットでも放送ならではの上質なコンテンツをいかに届けるかが課題。(第13回 奥構成員)
- これまでの「AbemaTV」の経験から言うと、ユーザーは地上波の常時同時配信を望んでいるというよりは、ネットでのリアルタイム配信を望んでいるのではないかと思われる。また、見逃した番組のタイムシフト配信に、根強いニーズがあると思われる。(第15回 (株)テレビ朝日)
- 試験的提供Bの結果について、NHK説明資料p4の新規とリピートの速報値を見ると、実験期間の一ヶ月の間に、約二割がリピートで視聴していることから、定着している傾向が認められると思われる。新規の視聴だけでリピートがない場合は、ニーズがないということになるが、約二割の参加者がリピートとして引き続き視聴しているというのは、ニーズの存在を示しており、非常に意味のある数値と思われる。同時配信と見逃し配信のどちらがアプリへの誘因力があるのかについては、同時配信をきっかけに視聴を開始し、その後見逃し配信を利用しているという認識である。(第18回 奥構成員)(再掲)